

杉並区教育ビジョン2022推進計画の改定について

令和6年3月15日に杉並区教育ビジョン2022推進計画改定（案）を公表し、区民等の意見提出手続を実施しました。その結果等を踏まえ、一部修正の上で、改定しましたので、以下のとおり報告します。

1 区民等の意見提出手続の実施状況

(1) 実施期間

令和6年3月15日（金）から令和6年4月14日（日）まで31日間

(2) 公表方法

- ・広報すぎなみ（令和6年3月15日号）
- ・区公式ホームページ
- ・文書による閲覧（庶務課、区政資料室、区民事務所、図書館）

(3) 意見提出実績

計5件（個人5件、団体0件）延べ22項目

- ・電子メール 2件 延べ14項目
- ・区公式ホームページ 3件 延べ8項目

2 提出された意見と教育委員会の考え方

(1) 区民等の意見と教育委員会の考え方

別紙1のとおり

(2) 修正箇所

別紙2のとおり

なお、区民等の意見による修正1か所を含め、15か所の修正を行う。

3 修正後の計画

別紙3のとおり

4 今後の主なスケジュール（予定）

令和6年6月 公表、周知（広報すぎなみ、区公式ホームページ）

意見の全文と教育委員会の考え方

※網掛けの部分は、計画に反映させた意見

No.	意見の全文	教育委員会の考え方
1	<p>https://youtu.be/6RdzYi8A0t8?si=tlAnMKjlQdmCbage 他にも北欧の自己肯定感を高める教育現場をYouTubeではご紹介しています。</p> <p>②また東京大学教育学部では15年ほど前から学びの共同体として、教科書から飛び出して自主的に学びを深掘りするような教室を考案してきました。</p> <p>③その他、ゆとりの教育はもう廃止されましたが、その後の追跡調査でその世代の子供達が今社会でどのように活躍しているかを観察し、よかった点見直すべき点を考えた上で再度リノベーションしていくことも提案いたします。</p> <p>失敗を恐れて先延ばしするのではなくまずやってみることが特に日本では(役所の責任者)必要なことかと思ます。 先駆けて実践している現場を模倣しつつ良い点を取り入れてみたらいかがでしょうか。</p>	<p>杉並区教育委員会では、児童・生徒が自ら考え、疑問をもち、主体的に課題を解決しようとすることや、多様な考え方を認め、共有しながら学ぶ力を身に付けることが大切であると考えています。そのために、児童・生徒1人1台タブレット端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的・対話的で深い学びを推進していきます。</p> <p>そのために、児童・生徒一人ひとりが自分の興味に基づいて課題を設定したり、課題を解決するために探究する時間を、学習の中で多く確保していきます。加えて、一人ひとりが自分らしく生きるという、人としての尊厳を尊重すること、多様性、社会的共生の考え方を大切にしていきます。</p>
2	<p>杉並区の給食は自校調理で温かく、栄養士さんが献立を工夫してくださっていて、毎日子供が楽しみにしています。子供の給食費を無償化していただいたのは有難いですが、無償化後、給食の量や質が少し下がったと感じると子供が話しています。食材や光熱費の値上がりが続く中ですが、心身の発達にとって大切な成長期なので、多少、保護者に費用の負担が生じたとしても、学校給食は、旬の食材を使って食への興味関心が高まり、質量とも優れた食事を提供いただけると大変有難いです。</p>	<p>杉並区の学校給食は、成長期である児童・生徒の発育に必要な栄養素を確保し、バランスのとれた食事の提供を大切にしています。</p> <p>学校給食の栄養バランスの指標となる食事摂取基準は、食事内容の質的向上を考慮し、文部科学省が「学校給食摂取基準」に示しており、杉並区でもこの基準に基づき実施しています。また、1か月に使用する食材のバランスを示す食品構成は、杉並区の献立作成の考え方や実態等から、独自の「杉並区標準食品構成」により実施しています。これらの基準は無償化実施後も変更はありません。また、無償化に伴う給食費単価の変更もありません。なお、食材費単価は、物価高騰に合わせて毎年見直しを行っており、令和6(2024)年度は10円から12円の引き上げを行っています。</p> <p>杉並区では学校給食が食に関する「生きた教材」として、児童・生徒への『食育』の重要な部分を占めていると考えています。</p> <p>今後も、旬の食材の使用や地場産の食材を積極的に取り入れるほか、日本の伝統的な行事食や各学校にて特色ある給食を実施するなど献立の内容を充実させるとともに、質の向上を図ります。</p>
3	<p>1、「改定の基本的な考え方について」の感想</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の意見を聞く事という企画については、大きな効果が期待できると確信します。特に子供と大人の会話が、大人への信頼感の向上に繋がるように感じます。 ・推進計画に際しては不登校生徒への対応もここに含めて見ては如何かと思います。なかなか難しい面がある事思量されますが、できるだけ一緒に進める事で友人が広がるなど効果が期待できます 	<p>計画の策定に当たっては、不登校児童生徒一人ひとりの社会的自立を目指した支援を実現できるよう進めていきます。また、当事者としての子どもの意見を聴き、計画に反映することは重要なことと考えており、可能な限り不登校児童生徒の意見を聴く機会をつくっていきます。</p>

No.	意見の全文	教育委員会の考え方
4	<p>・生涯に渡る学びを身に着ける中で点数表示(数学、国語、理科、社会、英語等)では表せられない学び(道徳心、友情、創造力、忍耐力等)を取り入れて行く必要性を感じます。</p>	<p>学校における道徳教育は、特別の教科道徳を要として学校教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行っています。生涯に渡る学びを身に着ける中で点数表示では表せられない学びについては、道徳教育で取り入れていきます。</p>
5	<p>・地域学校協働活動員の設置は効果的です。地域との協働と言うテーマの具現化の中で専門性の高い意見等が聞け効果が高いものと思います。具体的な学校支援行動案を考えては如何かと思います。</p>	<p>昨年度末に全校の学校運営協議会委員を対象に実施したアンケートを基に、地域学校協働活動推進員と現状把握や課題を分析するとともに、学校運営協議会の運営ガイドラインの検討や、個別の支援を充実させていきます。</p>
6	<p>・通学路安全対策として、歩道区分のない道路について一段と厳しい規制が必要と思います。特に抜け道として利用する車が後を絶たない(車のナンバーが他県である事で判る)。このような生活道路が杉並区に沢山存在しています。公安委員会への働きかけも必要か。</p>	<p>現在、各警察署において、区域を定めて速度規制を実施するゾーン30の整備や、通行禁止規制や一時停止等必要な交通規制を実施していますが、引き続き、道路状況等を踏まえて、交通規制等の交通安全対策を警察に対して働きかけます。なお、区としても、身近な交通の中心を担う主要生活道路において、歩道と車道の分離を基本とし、商店街などの買い物道路や通学路、公共施設までの道路などの特性に応じて、歩道の整備など、交通事故防止のための道路交通環境の整備や、人にやさしい道づくりを進めていきます。</p>
7	<p>・学校施設の有効活用として子供の居場所づくりを強化していく必要があると強く思います。居場所の整備や支援専門職の育成も行う。地域で子供を育てる仕組み(特に自然環境)についてもより深く掘り下げる事で住みよい杉並区を築きあげて行く必要を感じます。</p>	<p>全ての子どもにとって、安全で安心して過ごせる多くの居場所が必要とされる中、教育委員会においても、放課後の学校は子どもの居場所の一つとして重要な役割を果たすものと認識しています。区では、学校施設の活用を含む子どもの居場所のあり方について、令和6(2024)年度中に「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」を策定することとしており、教育委員会においては、この基本方針の内容を踏まえながら、関係課と連携し、地域の貴重な公共財である学校施設の有効活用に取り組んでいきます。</p>
8	<p>(つづき) 2、「計画の内容について」の感想 (基本方針1) ・学力・体力の向上支援策として理科教育を取り上げられたが、それには賛成だが、その背景が分かりにくい。 ・自分の力を社会に生かせると感じている中学3年生が少ないように感じるが(47.4%)、最近の生徒が謙虚なのかおとなしいのか、いささか心配なところがある。もっと大きな希望や夢を持たせたい。大事な時期に塾通いで子供の夢を膨らませる機会を失ってしまう事が若人としてもったいないように感じるのだが良い知恵がでない。 ・学力・体力の向上策として理科教育を取り上げたが、背景や具体的な効果が判りにくい。</p>	<p>子どもたちの科学的な好奇心を高め、科学的な思考力や判断力を育むために、理科教育を推進しています。また、教員の指導力が向上するよう、済美教育センター理科指導員と各学校の担当教員の協働による「理科出前授業(実験・移動式プラネタリウム)」を小・中学校で実施し、各校の理科の授業の充実を図っています。今後も、児童・生徒の科学に対する興味・関心を高めるために、日々の授業に加え、科学創意工夫展(杉並子どもサイエンス・グランプリ)土曜科学教室等を実施していきます。</p>
9	<p>・ICTの活用策において、現在子供も含めて、社会全体が将来を予測できない現状から見ると、自ら考えたり疑問を感じながら課題を解決し多様な考え方を共有させるためにICTを、どんな様に活用するのかもう少し掘り下げて欲しい。</p>	<p>子どもたちが自ら課題を見つけ、それを解決する力を育成するため、他者と協働し、自ら考え抜く学習を日常的に展開していく必要があります。具体的には、児童・生徒1人1台専用タブレット端末を活用して自分で見つけた課題について調べるほか、学習支援ソフトに自分の考えをまとめるなどにより自ら見つけた課題に対する答えを整理する力を育みます。その上で、学習支援ソフトを活用した自分の意見の発表や、他の児童生徒の意見を聞く事で多様な考え方を共有します。</p>

No.	意見の全文	教育委員会の考え方
10	<ul style="list-style-type: none"> 部活動の地域クラブへの移行については賛成です。学校のグラウンド等の活用策を合わせて提言する事で、標記のテーマの実現がより明確になると思います。 	<p>現行部活動の実施場所である各学校の体育館、校庭等は、部活動の受皿となる地域クラブ活動においても、有効な活動場所になると考えています。</p> <p>引き続き、学校施設の活用も含めて、部活動の地域クラブ活動への移行に関する取組を進めていきます。</p>
11	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談体制の充実は今後一層重要なテーマになると予想されます。教育相談コーディネーターの配置とその活用策(学校内での単独行動か、支援本部との協働活動か、スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー等との関連性)について今後早急に検討していくことを望みます。また苦情に対して学校側は意見を聞くと同時にしっかりと学校の努力についても発言することが少ない(問題を制御できなくなり、大きくなることを避けているか) 不登校児童・生徒への対応として幾つかの試みがありますが生徒の本当の声を把握し、不登校でも生徒の才能や興味を探し出すことについて、より具体的な踏み込みが欲しい所です。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の教育相談体制の充実を図るため、令和6(2024)年度から区立学校全校に教育相談コーディネーターを指名しました。教育相談コーディネーターは各関係機関と連携して課題解決に当たっていきますが、早期対応のためには特にスクールカウンセラー(SC)とスクールソーシャルワーカー(SSW)との連携が重要と考えます。SSWとSCが担当校の校内委員会に参加する等により、各学校が抱える課題を情報共有していきます。 「意見番号3と同様」
12	<p>(基本方針2)</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館サービスの充実は大賛成。今後さらに強化しておく必要がある。その理由は、本(漫画でもよい)から何を学ぶのかという事に尽きる。同じ本でも人の感じ方は千差万別、行間から何を読み取るのか。スマホでは把握できない重要な能力の開発が読書で養える事と思うのだが。 	<p>「人生100年時代」を自分らしく生きるため、誰もが自分に合った方法で読書の楽しさを実感しながらいきいきと学び続けることができるよう、利用しやすく、本を様々な形式で提供するなど、引き続き多様なニーズに対応した図書館サービスの充実を図っていきます。</p>
13	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育支援の充実が必須、近年の核家族化や少子化そして近隣関係の希薄さ等と言う事から親が孤立するケースが多くなっている。親 特に母親が気持ちを落ち着かせることが出来るような雰囲気(フレンドリー、アメニティ)での悩み相談などの充実が必要です。 	<p>家庭教育支援として教育委員会では、家庭教育講座を主催・共催しています。受講する保護者が、自分のこと、そして子どもたちのことを俯瞰してみつめ、新たな気づきや人との出会いを通して充電する時間になるよう、引き続き、講座では受講生同士が話し合う時間をとるなど相談しあえる関係づくりに配慮していきます。</p>
14	<p>(基本方針3)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学び合いと教え合いが広がる教育環境として特にバリアフリー化の推進を急いでほしい 	<p>区立学校の増改築時には、バリアフリーをはじめ、スロープ、手すり、エレベーターの設置などバリアフリーに配慮した整備を計画的に進めています。</p>
15	<p>(基本方針4) 区民の学びを広げる人作り・体制作り</p> <ul style="list-style-type: none"> 子供と向き合う時間の確保の必要性を教員が感じているが実際はその時間が非常に少ないのではないかと懸念している。生徒と教員の接点は授業や部活を通じて存在している中で今後一層少なくなってくる。スマホなどあらゆる通信手段を用いて接点を増やしていくべきと思う所です。 	<p>教職員は、学校において自己所有のPCやスマートフォンを使用すること、私的なメールやSNS等で児童・生徒とやり取りをすることが禁止されています。児童・生徒や教職員に配布されているタブレット端末についても、教職員と児童・生徒個人間のやり取りについては管理職の許可を得る等、適切に進めていく必要があると考えています。</p> <p>ICT機器を活用した業務の効率化を図り、教職員が児童・生徒と向き合ってコミュニケーションをとることができる時間の確保に努めていきます。</p>

No.	意見の全文	教育委員会の考え方
16	<p>すべての人の幸せのために色々な計画をありがとうございます。</p> <p>子どもの大きくなり何歳になっても親は親であり、子どもは子である。</p> <p>現在は高校・大学生の親です。また地域の人となり近隣学校で微力ながら関わらせてもらっています。</p> <p>今回の教育ビジョン2022推進計画改訂案について実際に現場を経験したことも踏まえ書かせていただきました。</p> <p>基本方針1</p> <p>1、パワーアップ教室の実施は教職員のよる指導にも教職員によって違うことも感じている。また更に学びたい児童や生徒への配慮もあって欲しい。体力低下していく現代では学校生活の中でもたくさんの運動を取り入れて欲しい。支援本部と連携し既に取り組みがある場合も、各校に差がないよう平等であって欲しい。</p>	<p>パワーアップ教室では、各学校が実態に応じてつまづきや学び残しの解消や発展的な学習内容への挑戦など児童・生徒一人ひとりの学習状況に応じる学びの機会を提供しています。また、事業者へ委託する方法で中学三年生の意欲に応えられるよう、基礎・発展コースを設置し、補習事業を実施しています。</p> <p>体力の向上に向けては、発達の段階に応じた運動習慣の定着を図るとともに、様々な専門職や関係機関等と連携し、運動の楽しさや技術などを専門家から学ぶ、「体力づくり教室」を行っています。各校に「体力づくり教室」事業を案内し、「跳び箱・マット運動教室」、「親子ラグビー教室」、「サッカー教室」、「長縄グランプリ」等、運動に親しむ機会を提供しています。</p>
17	<p>5、部活動については、国や都の方針により地域移行への取り組みが進行されているが、顧問によって指導員の必要性を求める顧問とそうではない顧問、先生方と両方がある現場には浸透していないと感じている。部活地域移行に否定も肯定もないが、関わる大人の考え方によって振り回されるのは子どもたちであるということ。各部活に専門指導員の参入は現実的に厳しい(予算含)現状、しかし長期のわたり経験豊富な方が地域に潜在していること、CS、支援本部、現役保護者からも情報をもっと要求しキャッチする必要があると思う。計画と予算だけがトップ画面に示されるが、実際には大きくは活用されていないことがとても残念である。</p>	<p>国の部活動に関するガイドラインでは、総合型地域スポーツクラブ、体育・スポーツ協会など多様な団体等を「地域」として想定しています。</p> <p>部活動の地域クラブ活動への移行に向けた検討に当たり保護者等からのご意見を聴取するとともに、様々な「地域」との連携を模索し、生徒にとって望ましい持続可能な活動機会の確保に向けて取り組んでいきます。</p>
18	<p>(つづき)</p> <p>6、クラスごとに問題の違く担任の負担も違うと思います。支援員、教員の配置は重要です。</p>	<p>ご指摘の通り、特別な支援を必要とする子供が増加していることから、学校における教員の負担も大きくなっていることは認識しています。そのような状況も踏まえ、今回の推進計画改定案におきましては、通常学級支援員を計画的に増員するほか、学習支援教員や通常学級介助員ボランティアを適切に配置するなど、一層の支援の充実に努めていきます。</p>
19	<p>9、不登校児童、生徒の校内での居場所確保に各学校苦勞されている中、現実的にもっと深掘りしCS、支援本部、地教連(推)、PTAとチームになりスキルアップし、SOSを見落とさない多世代でのよっての仕組みがあつて良いと思います。</p>	<p>区立学校では校内の教室以外であれば登校できる児童・生徒のための居場所作りとして校内別室指導支援事業を始めています。この事業では、校内別室指導支援員のボランティア費に東京都の補助金を活用しています。今後は財政面の支援だけでなく、地域と協働した運営方法についての支援が必要と考えています。今回いただいたご意見を参考に、学校支援課とも連携しながら運営の仕組みを考えていきます。</p>
20	<p>(基本方針2)</p> <p>1、CS、支援本部はさることながら、保護者の現役との連携が今度重要と思います。</p>	<p>学校運営協議会には、現役保護者やPTA代表の方が委員として参画し、保護者としての立場から意見等を共有しています。また、学校運営協議会が中心になって、現役保護者との懇談会も開催しています。今後も現役保護者を含む学校関係者間の情報共有や連携を図っていきます。</p>

No.	意見の全文	教育委員会の考え方
21	<p>(基本方針3) 3、長寿命化～はバリアフリーに欠けている。多数の学校に計画があるので意見しました。実際に現場へ入っていただいて安心安全な環境を整えて欲しい。命にも関わってくることのあるので予算減少等々の説明では理解し難い。教育のあり方は無限であります。無限な、色々な形をしたパズルを組み合わせることで児童・生徒へ学びを広めていくのか、選択肢もたくさんあって良いように現在の教育にあっていると思います。そして学校に教育に関わる大人の学びをもっと求めます。機会を待ちます。 長文になりましたが以上です。ありがとうございました。</p>	<p>長寿命化改修では、バリアフリー改修を実施するとともに、学校の意見も取り入れて多様な教育への対応を含めた環境整備を図っています。 また、予算についても、減少させるのではなく、年度ごとにばらつきのある費用を調整しながら、計画的な改修を進めています。</p>
22	<p>「すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります」とする基本方針は妥当なものと考えます。また「外国人等に対する教育的支援」が盛り込まれていることも適切なものと思われまます。しかしながら、次の視点からの施策を加えることが必要であると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 外国をルーツとする子どもたちが日本語を学ぶに際しての最大の壁は漢字であること。 2. 日本語を母語とする子どもであっても、そのうちの数パーセントには、「読み書き障害(ディスレクシア)」があることが最近の研究で明らかになっているが、彼らにとっても漢字の習得が最大の難関であること。 <p>知能は正常であっても、漢字が読めなければ国語科以外の教科の学習にも大きな支障が生じます。これらの子どもたちに無理やり漢字を教え込もうというのは、非効率であるだけでなく、無駄(効果が出ない)ということもあり得ます。したがって、漢字の知識が不十分な子どもであっても、すべての教科を無理なく学ぶことができるように、紙の教材(試験問題を含む)には、すべての漢字にルビ(振り仮名)を振ったものを用意するべきであります。音声による教材も有効ではありますが、自分のペースで学べる紙の教材がベストであります。</p>	<p>杉並区では、日本語指導を必要とする児童・生徒を対象に、在籍校を訪問しての日本語指導や、「子ども日本語教室」を開催しています。その中で、日本語の習熟や日本の文化や生活の理解、学校生活に適應することを目的とした支援を実施しています。ルビ付きの教材の使用、教科書その他の教材や試験問題にルビを振ることも含め、児童・生徒の実態に応じた支援を行っています。</p>

杉並区教育ビジョン2022推進計画(案)の修正一覧

1 パブリックコメントに伴う修正 (1項目)

No.	修正箇所 (修正後の頁)	計画案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
1	P27 第2章 11 健康教育・食育の推進 本文	～略～。 さらに、区内産の野菜を学校給食で使用する地元野菜デーと農家による食育出前授業の実施など、各学校が食育を推進するための支援を行うことにより、子どもたちが食への理解を深め、健康的な食生活を営むことができる力を培います。	～略～。 また、 <u>杉並区の学校給食は、成長期である児童・生徒の発育に必要な栄養素を確保し、バランスのとれた食事の提供を大切にしています。区内産の野菜を学校給食で使用する地元野菜デーや農家による食育出前授業の実施など、引き続き内容の充実と質の向上を図るとともに、子どもたちが食への理解を深め、健康的な食生活を営むことができる力を培います。</u>	区民等の意見提出手続による意見を踏まえ、より適切な記述に修正

2 パブリックコメントによらない修正等 (14項目)

No.	修正箇所 (修正後の頁)	計画案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
1	「はじめに」追加		「はじめに」追加	新規追加
2	第2章 各基本方針の指標 現状値	現状値 (4年度)	現状値 <u>(5年度)</u>	現時点で分かる最新の数値とするため。
3	P17 基本方針1 計画の指標 現状値	現状値 (4年度) 「必要なときに、必要なことを、自ら学び身に付けることができる」と感じている中学校3年生の割合 55.0% 「自分と違う意見や考え、気持ちも大切にできている」と感じている中学校3年生の割合 90.2% 「自分の力をより良い社会づくりに生かすことができる」と感じている中学校3年生の割合 47.4% 「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができている」と感じている児童・生徒の割合(小中学校) 58.7% 「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができる環境が整っている」と感じている保護者の割合(特別支援教室※3・特別支援学級※4・特別支援学校) 76.8%	現状値 <u>(5年度)</u> 61.6% 57.0% 47.1% 47.4% 66.8%	5年度実績が確定したことによる修正
4	P19 第2章 2 外国人等に対する教育的支援 本文	～略～。 また、帰国・外国人の母語が日本語でない子どもが、日本語の習得が不十分なために学校生活への適応が遅れることが無いように指導者が在籍校を訪問して日本語の指導(訪問・補充指導)を行います。 ～略～。	～略～。 また、 <u>日本語を母語としない帰国・外国人児童生徒が、日本語の習得が不十分なために学校生活への適応が遅れることが無いように指導者が在籍校を訪問して日本語の指導(訪問・補充指導)を行います。</u> ～略～。	より適切な記述に修正

No.	修正箇所 (修正後の頁)	計画案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
5	P21 第2章 5 部活動の充実	～略～。 このことを受けて、区は、生徒にとって魅力ある持続可能なスポーツ及び文化芸術活動の確保に向けて、「学校部活動の地域クラブ活動への移行」を視野に入れた取組を推進します。 ～略～。	～略～。 このことを受けて、区は、生徒にとって魅力ある持続可能なスポーツ及び文化芸術活動の確保に向けて、「学校部活動の地域クラブ活動への移行」を視野に入れた取組を <u>実施</u> します。 ～略～。	学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画策定に合わせて文言統一による修正
6	P22 第2章 6 特別支援教育の充実 (表中)通常学級介助員ボランティアの配置【実】	5(2023)年度末 通常学級介助員ボランティアの配置 延べ5,100日	5(2023)年度末 通常学級介助員ボランティアの配置 延べ <u>4,717日</u>	5(2023)年度末実績が確定したことによる修正
7	P23 第2章 7 区立学校における医療的ケア児支援の充実 本文	～略～。 また、医療的ケアの可否決定を行う「杉並区立学校医療的ケア安全委員会」には、障害者施策課所属の医療的ケアコーディネーターに出席を要請し、全区的な視点から医療的ケアの実施に関する助言等を求めています。 ～略～。	～略～。 また、医療的ケアの可否決定を行う「杉並区立学校医療的ケア安全委員会」には、障害者施策課所属の <u>医療的ケア児等コーディネーター</u> に出席を要請し、全区的な視点から医療的ケアの実施に関する助言等を求めています。 ～略～。	実行計画に合わせて、より適切な表現に修正
8	P24 第2章 8 教育相談体制の充実 本文	～略～。 また、いじめ重大事態の発生件数の増加傾向などを踏まえ、教育委員会の附属機関である「いじめ問題対策委員会」の活用方法や機動的な組織体制への見直しを図るとともに、教育 SAT と教育相談担当が連携して学校が取り組む、いじめ対策へのさらなる支援を行います。 ～略～。	～略～。 また、いじめ重大事態が複数発生したことやいじめ認知件数の増加傾向などを踏まえ、区長部局とともにいじめ対策を総合的かつ効果的に推進するため、(仮称)杉並区いじめ防止対策推進条例の制定に向けた取組を進めるほか、 <u>教育委員会の附属機関である「いじめ問題対策委員会」の活用方法や機動的な組織体制への見直しを図るとともに、教育 SAT と教育相談担当が連携して学校が取り組む、いじめ対策へ更なる支援を行います。</u> ～略～。	より適切な記述に修正
9	P25 第2章 9 不登校児童・生徒支援体制の整備 本文	～略～。 また、不登校児童生徒の多様な学びの場を確保するため、児童生徒1人1台タブレット端末等を活用したオンライン学習の積極的な実施や、さざんかステップアップ教室でのインターネットや動画、アプリ等を使った学習支援を行います。 ～略～。	～略～。 また、不登校児童生徒の多様な学びの場を確保するため、児童生徒1人1台タブレット端末等を活用したオンライン学習の積極的な実施や、 <u>仮想空間の試行等のICTを活用するとともに、さざんかステップアップ教室でのインターネットや動画、アプリ等を使った学習支援を行います。</u> ～略～。	実行計画に合わせて、より適切な表現に修正
10	P30 第2章 基本方針2 計画の指標 現状値	現状値 (4年度) 生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている区民の割合 6.0% 地域の行事に参加している児童・生徒の割合 43.5% 文化財等を活用した事業への参加者数 31,586人	現状値 (5年度) 6.0%(<u>4年度</u>) <u>45.8%</u> <u>31,861人</u>	5年度実績が確定したことによる修正 一部4年度の数値が最新であるため、「4年度」と追記している。

No.	修正箇所 (修正後の頁)	計画案	修正内容(修正は下線部)	修正理由
11	P35 第2章 5 地域と学校の協働 活動の充実 就学前教育施設の地 域人材活用の推進 (表中)	7(2025)年度 就学前教育施設の地域人材の 推進 検討	7(2025)年度 就学前教育施設の地域人材の 推進 <u>実施</u>	より適切な記述に 修正
12	P37 第2章 7 家庭教育支援の充 実 家庭教育講座の実施 (表中)	5(2023)年度末 家庭教育講座の実施 8回	5(2023)年度末 家庭教育講座の実施 <u>9回</u>	5年度実績が確 定したことによる 修正
13	P39 基本方針3 計画の指標 現状値	現状値 (4年度) 小中学校の長寿命化改修校数 (6年度)1校 図書館の新規利用登録者数 16,356人	現状値 <u>(5年度)</u> 小中学校の長寿命化改修校数 (6年度) <u>2校</u> <u>17,744人</u>	より適切な記述に 修正 5年度実績が確 定したことによる 修正
14	P47 基本方針4 計画の指標 現状値	現状値 (4年度) 「自立的・協働的な学校づくりが進 んでいる」と感じている保護者及び 学校運営協議会委員の割合 78.7% 月当たりの時間外勤務が80時間 を超えた教員の割合(小学校) 7.6% 月当たりの時間外勤務が80時間 を超えた教員の割合(中学校) 17.0% 子どもと向き合う時間が確保できて いると感じる教員の割合 指標の説明 区立学校の教員を対象とした教育 調査 ただし、令和5(2023)年度から収 集しているため、現在未集計	現状値 <u>(5年度)</u> <u>73.0%</u> <u>(5年度)4.9%</u> <u>(6年度)4.0%</u> <u>(8年度)3.0%</u> <u>(5年度)12.5%</u> <u>(6年度)10.0%</u> <u>(8年度)7.5%</u> <u>(5年度)51.8%</u> <u>(6年度)55.0%</u> <u>(8年度)60.0%</u> <u>(12年度)65.0%</u> <u>区立学校の教員を対象とした教育調査</u>	5年度実績が確 定したことによる 修正 その他、実績に 基づく修正

杉並区教育ビジョン 2022推進計画

令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

令和6（2024）年5月

杉並区教育委員会

はじめに

杉並区教育委員会は、「杉並区教育ビジョン2022」（以下「教育ビジョン」という。）が掲げる「みんなのしあわせを創る杉並の教育」の実現に向け、令和4年（2022年）5月に「杉並区教育ビジョン2022推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定し、令和4年度（2022年度）から推進計画に基づく取組を実施してきました。

令和4年度（2022年度）においては、社会経済環境や事情の変化等を反映させるため推進計画の毎年度修正を実施しました。さらに、令和5年度（2023年度）においては、教員不足の深刻化、記録的な物価高騰やデジタル化の進展、教員の働き方改革への取り組みなど、社会経済環境の大きな変化を踏まえ、上位計画である杉並区総合計画・実行計画等の改定に合わせた改定を行いました。

令和4年度の推進計画の制定後、全国で小中学校における不登校児童生徒数は、全国で29万人を超え、杉並区立小中学校では897人となり、ともに過去最多を更新しています。また、いじめの認知件数は全国で約66万3千件（過去最多）、杉並区立小中学校で2,150件と増加傾向であり、学校生活に大きな影響を与える問題となっています。

教育委員会は、学びを通して誰一人取り残されない社会を実現するための条件と環境を整えるとともに、教育行政の課題に向き合い、推進計画の取組を進めます。加えて、区民が「みんなが共に教育を創る」当事者となり、学びの成果の贈り合いが広がっていくよう支援し、区民一人ひとりの主体的な実践の後押しとなる取組を計画的に進めます。

令和5年度に教育委員会事務局、学校等で発生した重大な事故や、公益通報により発覚した不適切な事案等につきまして、区民の皆様の信頼を損なうこととなりました。深くお詫びを申し上げますとともに、今後、信頼される教育を目指し、問題意識をもって推進計画に掲げた施策に真摯に取り組み、一つ一つ着実に、教育行政を推進してまいります。

皆様の引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

令和6年5月

杉並区教育委員会
教育長
渋谷 正宏

目 次

第1章 杉並区教育ビジョン2022 推進計画の改定の基本的な考え方	1
1 杉並区教育ビジョン2022 推進計画を振り返って.....	2
2 推進計画の改定について.....	3
3 計画の考え方及び位置付け.....	3
4 杉並区教育ビジョン2022 の理解促進と子どもたちとの意見交換会.....	5
5 教育行政の取組の方向性と推進計画の基本方針.....	8
6 各取組の推進に共通する基本的な考え.....	9
7 計画の推進に当たって.....	9
8 計画の体系.....	10
第2章 計画の内容（基本方針別）	15
基本方針1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります.....	16
基本方針2 一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します.....	29
基本方針3 学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります.....	38
基本方針4 区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます.....	46

第1章

杉並区教育ビジョン 2022

推進計画の改定の基本的な考え方

1 杉並区教育ビジョン 2022 推進計画を振り返って (令和 4(2022)年度～令和 5(2023)年度)

私たちが大切にしたい教育 「みんなのしあわせを創る杉並の教育」

杉並区教育ビジョン 2022 は、誰もが自分らしく生きることを大切にしながら、みんなのしあわせを創るためには、一人ひとりが当事者として共に認め合いながら、協力して社会を創り、担うこと、そしてそれを支える教育が大切であるという考え方を示したビジョンです。

このビジョンを具体化するための行動計画である杉並区教育ビジョン 2022 推進計画(以下「推進計画」という。)を策定し、令和 4(2022)年度より取組を進めてきました。

令和 4(2022)年度はそのスタートの年であり、学校などでの意見交換会をとおし、更にたくさん
の声を聴いて、子どもたちとともに理解を深めてきました。

教育現場においては、1人1台タブレット端末の配備を完了したことから、その活用に努めるとともに、特別支援教育の充実や増加する不登校や外国人の児童生徒への教育的支援に努めてきました。また、教育現場を支えるため、区費教員の効果的な配置・活用や、スクールサポートスタッフの配置、民間事業者等を活用した部活動支援など、教員の負担軽減を図りました。

学校施設の改築等においては、富士見丘小学校と富士見丘中学校の一体的整備をはじめ、杉並第二小学校や中瀬中学校等の改築に加え、久我山小学校の長寿命化改修等を計画的に進めてきました。

図書館においては、図書館サービス基本方針を策定し、図書館サービスをより充実させるために、ICタグシステムの導入や、高円寺図書館の移転・改築等に取り組んでいます。

加えて、旧杉並第四小学校の跡地を活用した新たな科学の拠点「IMAGINUS(イマジナス)」を令和 5(2023)年 10 月に開設し、科学展示や実験教室、企画等を開催しています。

一方で、コロナ禍から社会経済活動の正常化は進みつつあるものの、大幅な物価高騰や少子高齢化の進行など、近年はさらに先行きが不透明で予測困難な時代となるとともに、さらなるデジタル化の進展も踏まえ、子どもも大人も目の前にある変化に対して柔軟に対応していくことが重要になりました。

将来を見通しにくい社会の中で、子どもを中心に据えて、教育にかかわる大人も子どもも全ての人々一人ひとりが主役となる、杉並区教育ビジョン 2022 の実践に向けて、様々な課題を踏まえ、推進計画の取組の更なる充実を図ります。

2 推進計画の改定について

この度、杉並区総合計画・実行計画等の改定に併せ、令和 6(2024)年度に実施することとしていた推進計画の改定を 1 年前倒しで実施します。

改定に当たっては、杉並区教育ビジョン 2022 に掲げた教育行政の取組の方向性を十分に考慮し、社会経済環境の変化等に対応した新たな視点で、変化する区民ニーズや国、東京都等の動向を踏まえ、今日的に求められている新たな視点を盛り込んでいます。

3 計画の考え方及び位置付け

(1) 杉並区教育ビジョン 2022

教育委員会では、令和 4(2022)年度から概ね 10 年程度を期間とした「杉並区教育ビジョン 2022」を令和 3(2021)年 11 月に策定しました。

杉並区教育ビジョン 2022 は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく杉並区の教育振興基本計画として位置付けるとともに、令和 4(2022)年 7 月に開催された杉並区総合教育会議において、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 1 条の 3 第 1 項の規定に基づく区長が策定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に位置付けられました。

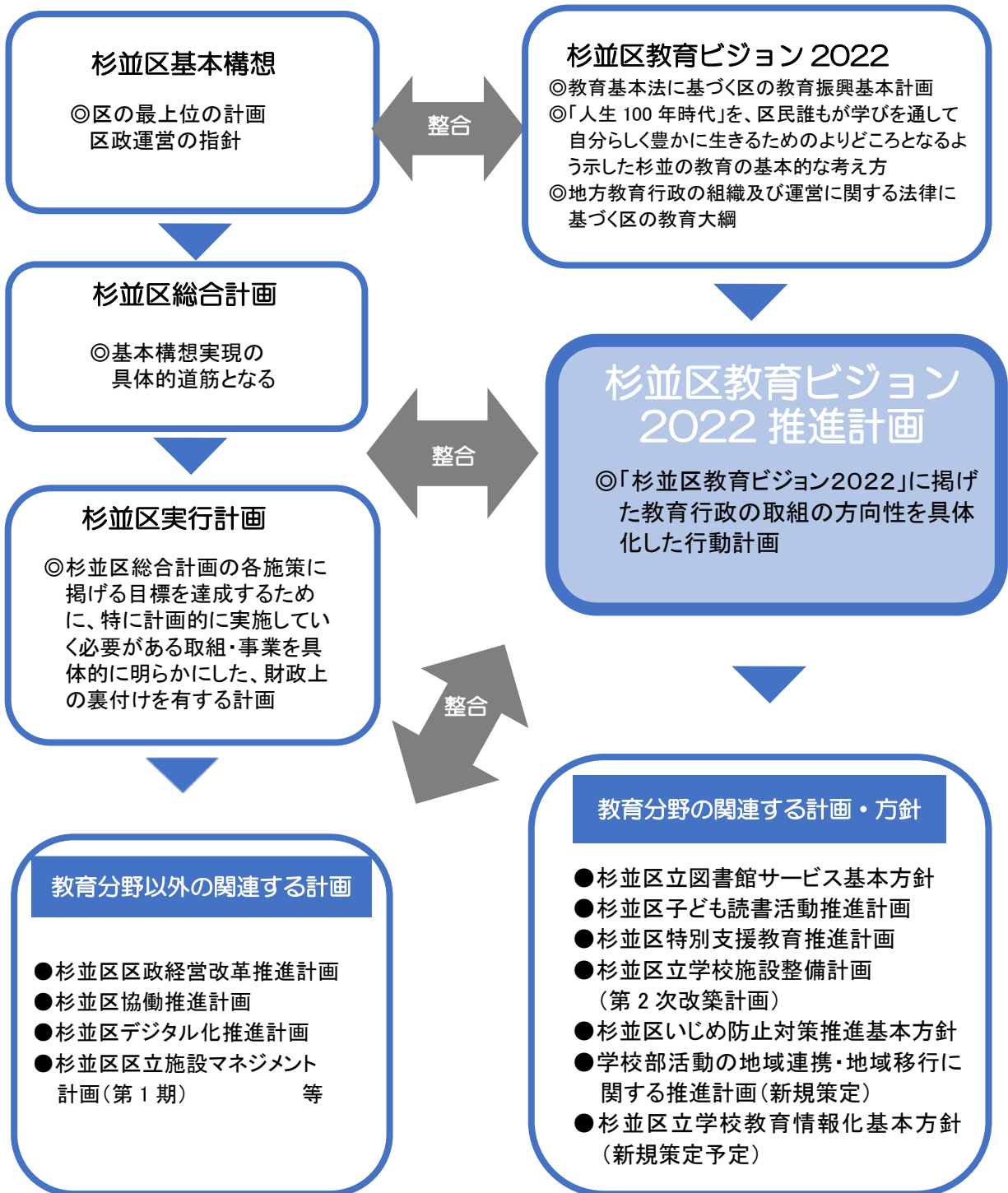
(2) 杉並区教育ビジョン 2022 推進計画

杉並区教育ビジョン 2022 に掲げた教育行政の取組の方向性を具体化した行動計画であり、関連する計画との整合を図った教育の分野別計画です。

教育環境の着実な整備等を計画的に推進するため、新規又は重点的に取り組む事業内容について、杉並区総合計画・実行計画等との整合を図った上で計画化しています。

計画期間は、令和 6(2024)年度から令和 8(2026)年度までの 3 年間とします。ただし、必要に応じて毎年度修正を行います。

「杉並区教育ビジョン 2022 推進計画」の位置付けと関連する計画・方針



4 杉並区教育ビジョン 2022 の理解促進と子どもたちとの意見交換会

杉並区教育ビジョン 2022 は、子どもたちをはじめ、様々な人の意見を聴いて策定されました。また、このビジョンは完成されたものではなく、みんなで育てていくビジョンで、目標ではありません。「一人ひとりのしあわせをみんなで創るためのよりどころ」であり、区民一人ひとりが新しい杉並の教育を創っていただくことを願っています。

このように策定した杉並区教育ビジョン 2022 の想いを子どもたちに伝えるとともに、誰もが自分らしく生きることを大切にしながら、杉並区教育ビジョン 2022 を共有し、一人ひとりが「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を実践できるよう、各学校などで意見交換会を行いました。

しあわせってなんだろう

人は誰もがしあわせになりたいという願いをもっています。しかし、しあわせは人それぞれ違っており、他人が決めることではありません。それでも、杉並区教育ビジョン 2022 は、このしあわせを「生きるを共にする」と考え、誰もがみんなのしあわせを自分のしあわせと切り離せないものと受けとめ生きることができるよう、このしあわせをみんなのしあわせとして、創る教育を打ち出しました。

意見交換会では、学校と相談をしながら、最初に杉並区教育ビジョン 2022 策定についての内容を説明せず、「しあわせとは何か」ということを子どもたちに考えてもらい、自分のことやまわりの人のことを想像しながら、一人ひとり意見を出し合いました。正解のない、自分だけの気持ちを伝え合いました。

意見交換会「考えるプロセス」

令和 4(2022)年度に実施した意見交換会は、区立小中学校のうち 20 校、令和 5(2023)年度は子ども政策担当とともに 7 校で実施しました。

詳細なテーマは各校それぞれで設定していますが、令和 4(2022)年度はおおむね「しあわせ」をテーマに考えを深めました。(令和 5(2023)年度は、「安心できる場所」がベースになっています。)

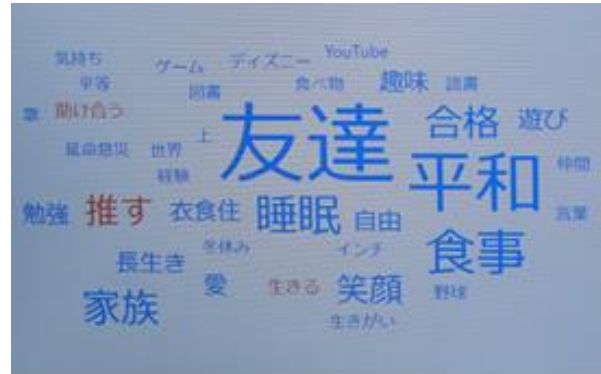
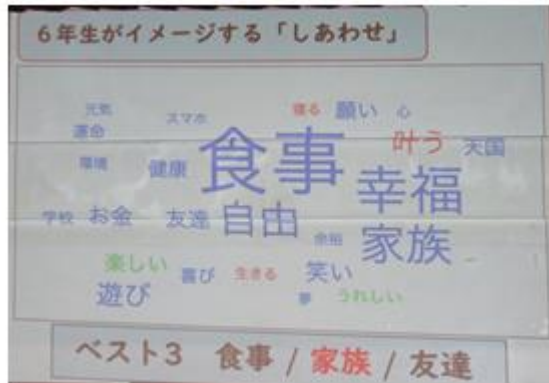
①自分のしあわせとは → ②みんなのしあわせとは → ③みんなのしあわせを創るには

普段は意識しない「しあわせ」を考え、それを伝え合うことで、自分のしあわせと友だちのしあわせが違うことに気が付き、また、考えが深まります。友だちや大人の意見を聴いて考えが広がるほか、新たな発見や変化が生まれ、また考えを巡らせる様子が、子どもたちの声を聴いて確認できました。



子どもたちの声①

子どもたちからは「自分のしあわせ」について、「友だちと遊ぶこと」、「健康でいられること」、「おいしいものを食べること」など様々な声がありました。全体では、キーワード上位を占めるのは、「家族」、「友だち」、「食事」でした。(杉並第三小学校、桃井第三小学校の6年生)



↑ みんなのキーワードを集約した図。使用された数が多い言葉ほど大きく表示されています。(2校で実施)

ここで話し合われた意見(一部)「自分がしあわせと思うことは」

- 一人で静かに過ごす時間、家でくつろげること
- 自分の好きなことができること
- 誰かと関わることで生まれる、自分一人だけではしあわせは得られない
- 状況に応じてしあわせは変化する



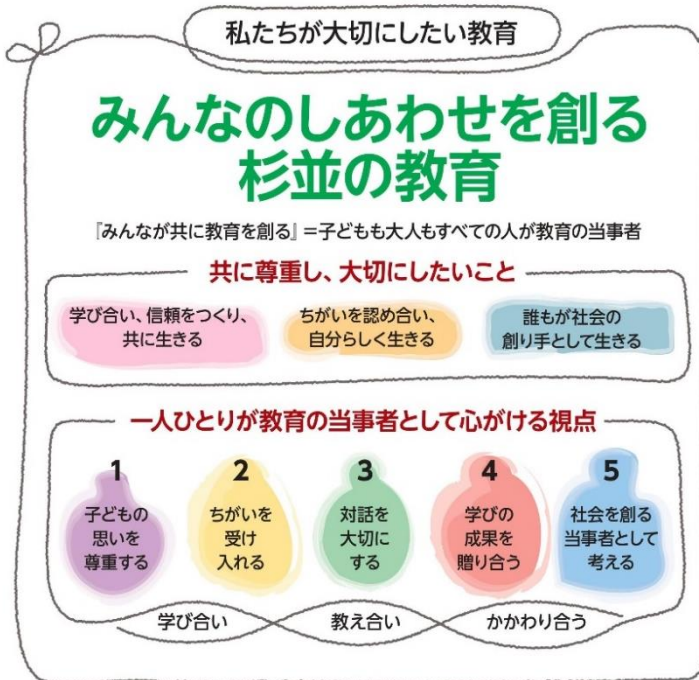
子どもたちの声②

一人ひとりのしあわせを出し合い、少し考えが深まった後、今度は「みんなのしあわせを創る」とは何かを考えました。ほんの一部ですが、以下のような声がありました。

- しあわせは、人それぞれ違うから、みんなのしあわせや好きなことを尊重する
- 否定しない。そばにいてあげること、共感してあげることが大切
- みんながどんなことを考えているかを考える
- お互いを褒め合う
- 意見が違うからといって、どちらかが間違っているとは思えない
- 人と違うことを恐れない
- みんなが自由でいられること。でも、自分勝手になってみんなのしあわせではなくなる。ルールが必要か。
- ルールは、多いといけないのではなく、納得できるルールかどうか重要。納得したルールであれば不自由とは思わない。
- 適度な距離をとり、お互いを思いやること
- 相手を理解できなくても、理解しようと努める

振り返って

「みんなのしあわせ」のためには、相手を尊重し、自分らしく生きる、相手を傷つけないために、否定せず話し合う、この意見も子どもたちの声です。区からは、ビジョンの内容など最初に説明をせず、自然に発せられた子どもたちの意見です。



杉並区教育ビジョン 2022 では、子どもも大人もすべての人が、みんなが共に教育を創る「教育の当事者」として心がける視点を5つ示しています。

すでに子どもたちの意見から、これらは全て出されていました。



発表の様子

子どもの意見を聴く

2 か年にわたる、子どもたちとの対話をとおして、大人たちは、学ぶべきところや参考とする意見がたくさんあると感じました。この声を大切に、今後の教育行政に反映させていきたいと思います。大人たちとの意見交換会について、子どもたちからの感想を一部紹介します。

- 大人たちの意見を聴いて、僕は自分のことしかあまり考えていなかったことが分かった
- よい学校にしていくには、子どもが意見を言い、大人に伝えないといけなと感じた
- (真剣に聴いてくれて)うれしかった
- あまり考えたことがなかったけれど、ふんわりしていたものが少しずつ見えてきた。
- 最初は緊張して、どう伝えたらいいのかわからなくて順序が狂ってしまって少し恥ずかしかったので、またこういう機会があればしっかり伝えられるようにがんばる
- 友達のことを聴いて納得いかない意見もあったけど、大人はみんなの意見をきちんと聴いてくれた。
- いろいろ質問してくれたことでまた違う考えが浮かんだ。考えが深まった。



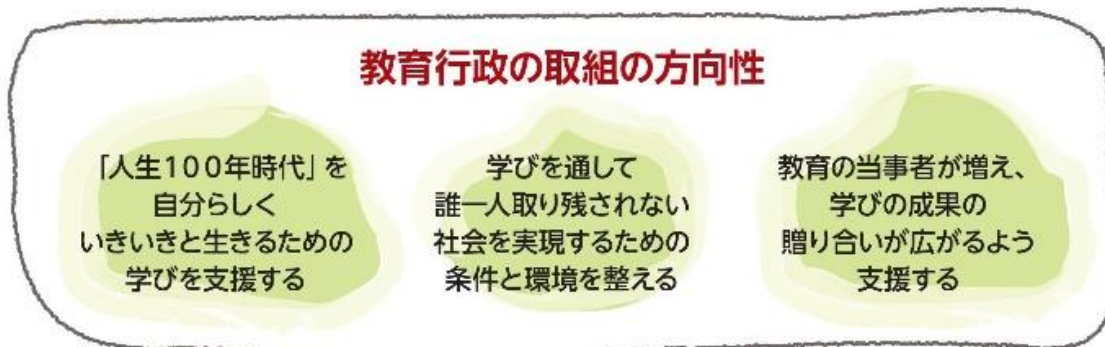
←杉並区教育ビジョン 2022
意見交換会(区ホームページ)



←しあわせの言葉～ありがとう～
(杉並区教育ビジョン 2022 児童
向けデジタル冊子)

5 教育行政の取組の方向性と推進計画の基本方針

教育委員会は、以下の3点の取組の方向性を十分に考慮し、教育施策の担い手として進めていくべき取組と、区民一人ひとりの主体的な実践の後押しとなる取組を計画化し、進めていきます。



杉並区教育ビジョン 2022 推進計画

基本方針 1

すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります

基本方針 2

一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します

基本方針 3

学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります

基本方針 4

区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます

尊厳の尊重 多様性 社会的共生 様々な権利 SDGs^{※1}の考え方

※1 SDGs:Sustainable Development Goals の略。平成 27 年(2015 年)9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 年(2030 年)までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標

6 各取組の推進に共通する基本的な考え

教育委員会は、基本方針に沿って、杉並区教育ビジョン 2022 において掲げた「学び合い、信頼をつくり、共に生きる」、「ちがいを認め合い、自分らしく生きる」、「誰もが社会の創り手として生きる」という、「共に尊重し、大切にしたいこと」を踏まえた教育活動を展開していきます。

全ての取組の推進に当たっては、一人ひとりの尊厳を尊重するとともに、多様性(ダイバーシティ)、社会的共生(ソーシャルインクルージョン)を基本に据え、子どもの権利条約や障害者の権利条約など、様々な人々の権利に関する国際的な議論の動向やその精神、そして SDGs の考え方も踏まえ、質の高い教育を持続的に発展させていきます。

7 計画の推進に当たって

本計画の推進に当たっては、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」や区の行政評価等を活用して、その進捗を管理することで、効果的かつ着実な推進を図ります。その際、教育の当事者が増え、学びの成果の贈り合いが広がっていくよう、区民と共に考えることを大切に、進めていきます。

なお、今日のように、教育を取り巻く環境が大きく変化する時代においては、計画策定後の教育を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、適宜振り返りを行い、必要に応じて計画を修正することとします。

8 計画の体系

基本方針1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります		
	計画事業	取組項目
1	学力・体力向上の支援	幼児期における体を動かす遊びの充実
		外国語教育の充実【実】
		理科教育における人材の配置及び出前授業の実施
		小中学生パワーアップ教室の実施
		中学生(休日)パワーアップ教室の実施【実】
		体力づくり教室の実施【実】
		防災に対する意識向上への取組
2	外国人等に対する教育的支援	外国人児童生徒の就学機会の確保
		帰国・外国人児童生徒日本語指導の実施【実】
		子ども日本語教室の充実【実】
		外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室の開催
3	ICTを活用した学びの充実	タブレット端末の活用の推進【実】
4	学校図書館を活用した探究学習の充実	学校図書館を活用した探究学習の充実
		学校図書館のデジタル資料活用【実】
5	部活動の充実	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施【実】
		部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討【実】
		部活動活性化事業の実施【実】
		部活動指導員の配置【実】
		外部指導員の配置【実】
6	特別支援教育の充実	就学前後の切れ目ない相談支援の実施【実】
		学習支援教員の配置【実】
		通常学級支援員の配置【実】
		通常学級介助員ボランティアの配置【実】
		小学校特別支援学級(固定級・知的障害)の設置【実】
7	区立学校における医療的ケア児支援の充実	医療的ケア児の受け入れ体制の充実【実】
8	教育相談体制の充実	学校の教育相談の体制等整備【実】
		いじめ対策支援の推進
		来所教育相談等の充実【実】

	計画事業	取組項目
9	不登校児童・生徒支援体制の整備	さざんかステップアップ教室の運営【実】
		ICTを活用した学びの支援【実】
		教育相談グループの実施【実】
		ふれあいフレンドの派遣【実】
		校内別室指導支援事業の実施【実】
		学びの多様化学校の設置検討【実】
10	子ども読書活動の推進	乳幼児と保護者への読書支援
		小・中学生に向けた多様な読書機会の提供
		中・高校生世代に向けた読書活動の推進
11	健康教育・食育の推進	小児生活習慣病の予防
		健康づくり事業の実施
		食育の推進
12	環境教育の推進	環境教育の推進
13	豊かな人間性を育む宿泊学習の充実	移動教室の充実
		フレンドシップスクールの実施
14	体験交流事業の推進	小学生名寄自然体験交流事業の実施
		中学生海外留学事業の実施
		中学生小笠原自然体験交流事業の実施
基本方針2 一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します		
	計画事業	取組項目
1	地域と共にある学校づくりの充実	地域運営学校の充実【実】
		地域運営学校と学校支援本部との連携推進【実】
		地域運営学校における小中一貫連携校間の合同会議開催支援【実】
2	多様なニーズに対応した図書館サービスの充実	図書館利用へのバリアフリーの推進【実】
		多様なニーズへ対応した資料の充実
		外部データベースの提供【実】
3	社会教育士の育成・活用	社会教育士の育成【実】
		社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実【実】
4	出前型・ネットワーク型の学習機会の充実	郷土博物館の出前型事業の実施【実】
		区民参加による協働展示の実施
		地域との連携による図書館サービスの充実【実】
		成人学習支援の充実【実】
		科学教育の推進【実】

	計画事業	取組項目
5	地域と学校の協働活動の充実	学校支援本部の活動支援【実】
		地域教育推進協議会の活動支援【実】
		地域学校協働活動推進員の配置【実】
		学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化【実】
		中学生レスキュー隊の編成【実】
		就学前教育施設の地域人材活用の推進
6	次世代への歴史・文化の継承	文化財の収集と収蔵資料の適正管理及び活用の推進【実】
		歴史的資料のデジタルアーカイブ化【実】
		杉並らしい特別展・企画展の実施【実】
		伝統文化・郷土芸能への理解促進【実】
		陽明文庫との連携の強化と共同調査実施【実】
7	家庭教育支援の充実	家庭教育講座の実施
		家庭教育フォーラムの実施
基本方針3 学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります		
1	学校 ICT 機器の運用	児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末の運用【実】
		電子黒板システムの運用
		区立学校ネットワークの運用
2	区立学校の増改築	富士見丘小学校の改築【実】
		富士見丘中学校の改築【実】
		杉並第二小学校の改築【実】
		中瀬中学校の改築【実】
		神明中学校の改築【実】
		西宮中学校の改築【実】
		杉並第一小学校の改築【実】
		天沼中学校の改築【実】
		杉並第六小学校の改築【実】
		桃井第一小学校の改築【実】
		向陽中学校の改築【実】
		和田小学校の改築【実】
		高井戸小学校の増築【実】
		済美養護学校の教育環境整備【実】
学校プールの整備のあり方		
3	区立学校の長寿命化改修及び中規模修繕	久我山小学校の長寿命化改修【実】
		杉並第十小学校の長寿命化改修【実】
		堀之内小学校の中規模修繕

	計画事業	取組項目
	(区立学校の長寿命化改修及び中規模修繕)	高井戸中学校の中規模修繕
		井荻中学校の中規模修繕
		桃井第三小学校の中規模修繕
		泉南中学校の中規模修繕
		松ノ木中学校の中規模修繕
		大宮中学校の中規模修繕
4	区立学校トイレの環境整備	トイレの全面改修
		洋式化に特化した改修
5	図書館の整備	高円寺図書館の移転・改築【実】
		高円寺地域の新たな図書館整備に向けた検討【実】
		IC タグシステムを活用した図書館サービスの充実【実】
		図書館ホームページ更新【実】
		座席予約システムの導入【実】
6	通学路安全対策の推進	学校安全マップの作成・活用
		通学案内・交通指導の実施
		通学路安全点検の実施
基本方針4 区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます		
1	主体的に学び続ける教員の育成	継続的な教員研修の実施
		訪問型要請研修等の実施【実】
2	学び続ける力の基礎を育む就学前教育を支える保育者の育成	就学前教育研修の実施【実】
		幼児教育アドバイザーの配置【実】
3	次代を見据えた研究の推進	就学前教育の調査・研究の実施【実】
		幼保小連携の充実に向けた研究の実施【実】
		教育課題研究の実施【実】
		学校図書館活用実践校の推進
4	区立学校における働き方改革の推進	区費教員の効果的な配置・活用【実】
		情報通信技術(ICT)支援員の配置【実】
		副校長校務支援員の配置【実】
		スクール・サポート・スタッフの配置【実】
		学校における業務のデジタル化の推進【実】
		校務支援システムの運用
		学校代表電話の音声自動応答メッセージの運用
	学校閉庁日の実施	

	計画事業	取組項目
5	学校運営の充実に向けた総合的な支援	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり【実】
		小中学校地域ブロック制による学校経営への助言及び支援
		学校法律相談の実施
6	特別支援教育に係る学校等への支援体制の充実	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施【実】
		特別支援教育に係る校内体制の充実
		学校と地域の包括的な支援体制の構築
7	学校施設の有効活用の推進	学校施設の有効活用【実】
		学校施設における子どもの居場所づくり
		学校施設の諸室等の利用拡大【実】
8	学校図書館の研修等の充実	学校司書の配置
		学校司書研修の実施
		学校図書館活用のための教員研修の充実
9	生涯の学びを支える生涯学習人材の育成	社会教育士等への研修の実施
		学芸員有資格者等への研修の実施
		司書の研修の実施
10	アレルギー対策の推進	アレルギー疾患理解促進のための研修会・講演会の実施
		アレルギー対応ホットラインの運用
11	学校徴収金の公会計化	学校徴収金の公会計化【経】

【実】・・・杉並区実行計画

【経】・・・杉並区区政経営改革推進計画

第2章

計画の内容（基本方針別）

凡例

【実】……実行計画事業及び実行計画関連事業

【経】……区政経営改革推進計画関連事業

基本方針 1 すべての子どもたちに学び続ける力を育む豊かな学びの機会を創ります

1 基本的な考え方

子どもたちが、変化し続けるこれからの時代を自分らしくいきいきと生きるためには、生涯学び続けることのできる力を育むことが大切です。

一人ひとりの学ぶことへのわくわくした気持ちや楽しさ、主体性や探究心を大切にし、すべての子どもたちに、共に認め合いながら、学び合い、教え合うことのできる、豊かな学びの機会を創ります。

特別な支援を必要とする子ども一人ひとりを尊重し、専門的な支援をしていきます。

2 現状と課題

教育委員会では、これまで、子どもたちに確かな学力と豊かな人間性や社会性を育むことができるよう、学びの連続性を重視した幼保小連携教育や小中一貫教育を推進するとともに、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行い、多様なかかわりをつながりの中で学び合う教育を進めてきました。

人々の価値観や生き方が多様化する中、今後はこうした学びを土台とし、子ども自身の主体的な学びを大切にしながら、一人ひとりに応じた学びと他者と協力する学びを一体的に充実させていくことが重要です。

社会が大きく変化する中、心理的に困難を抱えている子どもが増加し、医療的ケアを必要とする子ども・特別な支援を必要とする子どもの教育的ニーズも高まっています。

子どもにとって人格形成や健全育成に大きな役割を果たしている中学校部活動については、少子化の進展等により、これまでと同様の体制で運営することが困難な状況が生じており、支援のあり方そのものを大きく見直していく必要があります。

3 主な取組

- 子どもたちの学力・体力の一層の向上を図るとともに、子どもたちに学び続ける力を育むことができるよう、学校や教員を支援します。
- 子どもたちが主体的に課題を解決したり、他者と多様な考え方を共有したりしながら学ぶことができるよう、ICT^{*1}を効果的に活用し、子どもたちの学びの充実を図ります。
- 特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの発達段階に応じて学ぶことができるよう、就学前後の切れ目ない相談の実施や教育環境の整備を進め、特別支援教育^{*2}の一層の充実を図ります。
- 心理的に困難を抱える子どもたちが安心して相談することができるとともに、一人ひとりの思いを尊重した支援につながるよう、学校内外の教育相談体制の充実を図ります。

○教員の負担を軽減しつつ、生徒にとって魅力ある部活動となるよう、部活動支援の充実を図ります。

※1 ICT:Information and Communication Technology の略。コンピュータやネットワークに関連する分野の技術・産業・設備・サービスなどの総称で、情報共有、伝達するための技術

※2 特別支援教育:特別な支援を必要とする子どもが在籍するすべての学校において実施する教育。一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う

4 計画の指標

	指標名	現状値 (5年度)	目標値			指標の説明
			6年度 (2024)	8年度 (2026)	12年度 (2030)	
指標	「必要なときに、必要なことを、自ら学び身に付けることができる」と感じている中学校3年生の割合	61.6%	60.0%	60.0%	70.0%	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査
	「自分と違う意見や考え、気持ちも大切にできている」と感じている中学校3年生の割合	57.0%	90.0%	90.0%	95.0%	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査
	「自分の力をより良い社会づくりに生かすことができる」と感じている中学校3年生の割合	47.1%	55.0%	55.0%	65.0%	区立学校の生徒を対象とした質問紙調査
	「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができている」と感じている児童・生徒の割合(小中学校)	47.4%	60.0%	60.0%	70.0%	区立学校の児童・生徒を対象とした質問紙調査
	「一人ひとりの違いに応じた学び(個別最適な学び)ができる環境が整っている」と感じている保護者の割合(特別支援教室 ^{※3} ・特別支援学級 ^{※4} ・特別支援学校)	66.8%	80.0%	85.0%	95.0%	区立学校に通う児童・生徒の保護者を対象とした質問紙調査

※3 特別支援教室:知的発達に遅れのない発達障害や情緒障害のある児童・生徒を対象に、きめ細かな指導と支援を図るため、各校に設置する教室

※4 特別支援学級:小学校、中学校において知的障害、言語障害、難聴等の障害のある児童・生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために設置する学級

1 学力・体力向上の支援

子どもたちが、学校生活を通して学び続ける力を育むためには、これまで幼保小連携教育や小中一貫教育において取り組んできた学力・体力等の向上の取組を一層進める必要があります。

そのため、子供園においては、遊びを通して、頭も心も体も動かして主体的に様々な対象とかかわりながら総合的に学んでいくとともに、スポーツ・運動の専門講師を活用するなど、体を動かす遊びの一層の充実を図ることにより、幼児期に必要な多様な動きの獲得や、体力・運動能力の基礎を培います。

小学校から中学校への連続性を意識した指導体制に基づき、全区立学校等へ ALT(外国人英語指導助手)を、区立小学校には ALT に加え JTE(日本人英語指導助手)を引き続き配置し、義務教育9年間を通じた系統的な外国語教育の更なる充実を図ります。また、教員の指導力の向上に資する理科の授業支援を行うことで、子どもたちの科学的な思考力や判断力を育みます。さらに、パワーアップ教室による子どもたちのつまずき・学び残しの解消や発展的な学習内容への挑戦、体力づくり教室による苦手な運動種目の克服や興味のあるスポーツへの参加など、一人ひとりのニーズに応えながら学び続ける力の育成を支援していきます。

幼児・児童・生徒に安全に関して自らの確に対応できる判断力や行動力を身に付けさせるため、防災意識の高揚及び防災教育のより一層の充実を図っていきます。

これらの取組により、子どもたちの学力・体力が向上するよう支援していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
幼児期における体を動かす遊びの充実	子供園全園	子供園全園	子供園全園	子供園全園	子供園全園
外国語教育の充実【実】	【ALT の配置】 全区立学校等	【ALT の配置】 全区立学校等	【ALT の配置】 全区立学校等	【ALT の配置】 全区立学校等	【ALT の配置】 全区立学校等
	【JTE の配置】 小学校全校	【JTE の配置】 小学校全校	【JTE の配置】 小学校全校	【JTE の配置】 小学校全校	【JTE の配置】 小学校全校
理科教育における人材の配置及び出前授業の実施	理科専科教員・理科支援員の配置 小学校全校	理科専科教員・理科支援員の配置 小学校全校	理科専科教員・理科支援員の配置 小学校全校	理科専科教員・理科支援員の配置 小学校全校	理科専科教員・理科支援員の配置 小学校全校
	理科の授業支援 小中学校全校	理科の授業支援 小中学校全校	理科の授業支援 小中学校全校	理科の授業支援 小中学校全校	理科の授業支援 小中学校全校
小中学生パワーアップ教室の実施	小中学生パワーアップ教室の実施 小中学校全校	小中学生パワーアップ教室の実施 小中学校全校	小中学生パワーアップ教室の実施 小中学校全校	小中学生パワーアップ教室の実施 小中学校全校	小中学生パワーアップ教室の実施 小中学校全校
中学生(休日)パワーアップ教室の実施【実】	中学生(休日)パワーアップ教室の実施 中学校3年生	中学生(休日)パワーアップ教室の実施 中学校3年生	中学生(休日)パワーアップ教室の実施 中学校3年生	中学生(休日)パワーアップ教室の実施 中学校3年生	中学生(休日)パワーアップ教室の実施 中学校3年生
体力づくり教室の実施【実】	体力づくり教室の実施 5教室	体力づくり教室の実施 5教室	体力づくり教室の実施 5教室	体力づくり教室の実施 5教室	体力づくり教室の実施 15教室
防災に対する意識向上への取組	副読本(データ版)、防災マニュアルミニブックの配布 体験型防災教育の実施	副読本(データ版)、防災マニュアルミニブックの配布 体験型防災教育の実施	副読本(データ版)、防災マニュアルミニブックの配布 体験型防災教育の実施	副読本(データ版)、防災マニュアルミニブックの配布 体験型防災教育の実施	副読本(データ版)、防災マニュアルミニブックの配布 体験型防災教育の実施

2 外国人等に対する教育的支援

グローバル化の進展に伴い、日本語指導を必要とする子どもやその保護者は増え続けています。誰一人取り残さないという観点から、誰もが等しく学びの機会を得られることが求められています。

このため、日本語教育の推進に関する法律等を踏まえ、外国人世帯に対して就学の案内を確実にを行うことにより、外国人の子どもの就学機会を確保します。

また、日本語を母語としない帰国・外国人児童生徒が、日本語の習得が不十分なために学校生活への適応が遅れることが無いように指導者が在籍校を訪問して日本語の指導(訪問・補充指導)を行います。

さらに、この在籍校を訪問して行う日本語の指導だけでは習得が不十分である場合やもっと日本語を学びたいという意欲ある子どもを対象とした子ども日本語教室を運営し、学校生活への適応を促進できるよう、日本語指導の充実を図ります。

加えて、日本語の習得を必要とする区民はもとより、外国人児童生徒の保護者や家族に日本語の学習機会を提供するなど、保護者等が学校や地域との意思疎通を図りやすくなるよう支援します。

これらの取組を関係部局とも連携して行い、教育分野における外国人等に対する支援の充実を図っていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
外国人児童生徒の就学機会の確保	就学案内送付実施	就学案内送付実施	就学案内送付実施	就学案内送付実施	就学案内送付実施
	就学先調査実施	就学先調査実施	就学先調査実施	就学先調査実施	就学先調査実施
帰国・外国人児童生徒日本語指導の実施【実】	訪問指導 80 単位時間 /人	訪問指導 80 単位時間 /人	訪問指導 80 単位時間 /人	訪問指導 80 単位時間 /人	訪問指導 80 単位時間 /人
	補充指導 40 単位時間 /人	補充指導 40 単位時間 /人	補充指導 40 単位時間 /人	補充指導 40 単位時間 /人	補充指導 40 単位時間 /人
子ども日本語教室の充実【実】	小学生及び中学生対象の2教室の運営	子ども日本語教室の充実	子ども日本語教室の充実	子ども日本語教室の充実	子ども日本語教室の充実
外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室の開催	外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室の開催	外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室の開催	外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室の開催	外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室の開催	外国人児童生徒の保護者向けにほんご教室の開催

3 ICTを活用した学びの充実

急速な技術の革新やグローバル化の一層の進展などにより、将来の予測が困難な時代を生きる子どもたちは、自ら考え疑問をもち、主体的に課題を解決しようしたり、多様な考え方を共有したりしながら、学ぶことが大切です。

そのため、子どもたちが1人1台専用のタブレット端末を用いて、様々な学習コンテンツを効果的に活用できるようにします。また、ICTを活用する上でのルールやマナー、情報セキュリティの重要性や情報の活用方法を主体的に考えさせることで、ICT活用のスキルや情報モラルを含めた情報リテラシーを着実に身に付くようにします。

こうしたICTを効果的に活用した取組によって、子どもたちの学びを充実させていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
タブレット端末の活用の推進【実】	タブレット端末活用 小中学校全校 特別支援学校	タブレット端末活用 小中学校全校 特別支援学校	タブレット端末活用 小中学校全校 特別支援学校	タブレット端末活用 小中学校全校 特別支援学校	タブレット端末活用 小中学校全校 特別支援学校

4 学校図書館を活用した探究学習の充実

学校図書館は、図書資料、雑誌、新聞などのほか、視聴覚資料やネットワーク情報資源などの電子資料を図書館資料として扱い、子どもたちの自発的・主体的な探究学習を支える学びの場です。

学校図書館担当教員や学校司書が中心となり、学習に適した図書館資料を収集し、子どもたちの情報の収集・選択・まとめ・発表等の情報活用能力を育成します。図書館資料の選択や指導方法について、研修や各校の取組報告書を通じて小中学校が共有し、充実した探究活動となるよう進めます。

これらの取組により、学校図書館の「学習センター」「情報センター」機能を果たし、子どもたちの探究学習の充実を図っていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
学校図書館を活用した探究学習の充実	学校図書館を活用した探究学習の充実 小中学校全校	学校図書館を活用した探究学習の充実 小中学校全校	学校図書館を活用した探究学習の充実 小中学校全校	学校図書館を活用した探究学習の充実 小中学校全校	学校図書館を活用した探究学習の充実 小中学校全校
学校図書館のデジタル資料活用【実】	学校図書館のデジタル資料活用 検討	学校図書館のデジタル資料活用 検討	学校図書館のデジタル資料活用 検討	学校図書館のデジタル資料活用 検討	学校図書館のデジタル資料活用 検討

5 部活動の充実

部活動は、子どもたちの自主的、自発的な参加によって行われ、教科学習とは異なる集団での活動を通じて、人格形成や健全育成に大きな役割を果たしています。一方、少子化の進展により生徒数の減少が進むことや部活動の指導等を担う教員に大きな負担があることから、これまでと同様の体制で部活動を運営することはますます困難になっています。

こうしたなか、国は、部活動に関するガイドラインを策定し、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応等を示しました。

このことを受けて、区は、生徒にとって魅力ある持続可能なスポーツ及び文化芸術活動の確保に向けて、「学校部活動の地域クラブ活動への移行」を視野に入れた取組を実施します。また、引き続き部活動指導員の配置等を行い、部活動支援の充実を図ります。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動 ^{※1} の実施【実】	「学校施設の有効活用」の取組における部活動支援 モデル実施・検証	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校1校	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校 (拠点校方式 ^{※2})	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校 (拠点校方式) 拡充検討	「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動の実施 実施校3校 (拠点校方式) 拡充検討
部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討【実】	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討	部活動の地域との連携及び地域への移行等の部活動のあり方の検討
部活動活性化事業 ^{※3} の実施【実】	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施	部活動活性化事業の実施 プロフェッショナル指導の実施 合同部活動の実施 拠点校方式の部活動の実施 外部指導員研修の実施
部活動指導員の配置【実】	部活動指導員の配置 2人 (累計8人)	部活動指導員の配置 4人 (累計12人)	部活動指導員の配置 4人 (累計16人)	部活動指導員の配置 4人 (累計20人)	部活動指導員の配置 12人 (累計20人)
外部指導員の配置【実】	外部指導員の配置 360回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 410回/校	外部指導員の配置 1,230回/校

※1 「地域クラブ活動への移行」を視野に入れた部活動:最終的に地域クラブ活動に移行できるように、技術指導の他、大会の引率・審判の実施等を事業者へ委託し、実施する活動

※2 拠点校方式:複数校の生徒が1つの拠点に集い活動を実施する方式

※3 部活動活性化事業:技術指導を事業者へ委託し、専門性のある指導資格を有したコーチが部活動の指導を行う事業

6 特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする子どもが増加し、その教育的ニーズも多様化していることから一人ひとりに応じた適切な教育環境の充実を図る必要があります。

そのため、早期からの支援を希望する保護者や子どもに対し、就学前後の切れ目ない相談を実施することにより、個別の教育的ニーズに応じた適切な教育につながるよう支援を行います。

また、通常の学級においても特別な支援を必要とする子どもが増加していることから、通常学級支援員^{※1}を区の実行計画に基づき計画的な増員を図っていきます。さらに、通常学級介助員ボランティア^{※2}を配置するとともに、学習面で困難を抱える子ども達の教育的ニーズに応じた支援のため、学習支援教員を引き続き配置していきます。

これらの取組によって、障害等により特別な支援を必要とする子どもの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に向けた学びが行えるよう、個別の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図っていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
就学前後の切れ目ない相談支援の実施【実】	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施	就学前後の切れ目ない相談支援の実施
学習支援教員の配置【実】	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校	学習支援教員の配置 小中学校全校
通常学級支援員の配置【実】	通常学級支援員の配置 77人	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充	通常学級支援員の配置・拡充
通常学級介助員ボランティアの配置【実】	通常学級介助員ボランティアの配置 延べ4,717日	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置	通常学級介助員ボランティアの配置
小学校特別支援学級(固定級・知的障害)の設置【実】	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 改修1校 (累計10校)	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 開設1校 (累計11校)	-	-	小学校特別支援学級(固定級・知的障害) 開設1校 (累計11校)

※1 通常学級支援員:通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行う非常勤職員

※2 通常学級介助員ボランティア:通常の学級において特別な支援を要する子どもたちが安心して学校生活を送るために、安全確保及び教育活動に必要な介助を行うボランティア

7 区立学校における医療的ケア児支援の充実

医療的ケアが必要な児童・生徒の増加が見込まれる中、安全・安心を第一に学校生活を送ることができるよう環境を整えていきます。

また、医療的ケアの可否決定を行う「杉並区立学校医療的ケア安全委員会」には、障害者施策課所属の医療的ケア児等コーディネーターに出席を要請し、全区的な視点から医療的ケアの実施に関する助言等を求めています。さらに医療的ケアの理解促進のため、医療技術的な手法の習得や医療的ケアの理解促進を図るため、研修会を実施します。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
医療的ケア児 ^{※1} の受入れ体制の充実 区立学校での受入れ実施 【実】	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立学校での受入れ実施	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立学校での受入れ実施	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立学校での受入れ実施	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立学校での受入れ実施	医療的ケア児の受入れ体制の充実 区立学校での受入れ実施

※1 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、吸痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生を含む)

8 教育相談体制の充実

不登校児童生徒の増加とともに相談内容も多様化しているため、児童生徒一人ひとりの相談に適切かつ早急に対応するには、学校内外の教育相談体制を強化していく必要があります。このため、児童生徒が学校で身近に相談できるスクールカウンセラー^{※1}の配置日数を拡充し、スクールソーシャルワーカー^{※2}を拠点となる学校に配置し近隣校を巡回する方式への変更を段階的に進めることで、学校や地域の実情に応じた支援に取り組んでいきます。さらに、各学校で教育相談コーディネーターとして指名された教員が中心となって、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携しながら児童生徒が抱える問題に対応できるよう、学校への助言等による支援を行っていきます。また、いじめ重大事態が複数発生したことやいじめ認知件数の増加傾向などを踏まえ、区長部局とともにいじめ対策を総合的かつ効果的に推進するため、(仮称)杉並区いじめ防止対策推進条例の制定に向けた取組を進めるほか、教育委員会の附属機関である「いじめ問題対策委員会」の活用方法や機動的な組織体制への見直しを図るとともに、教育 SAT と教育相談担当が連携して学校が取り組む、いじめ対策への更なる支援を行います。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
学校の教育相談の体制等整備【実】	スクールカウンセラーの配置 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校	スクールカウンセラーの配置・拡充 小中学校全校
	スクールソーシャルワーカーの派遣 小中学校全校	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣	スクールソーシャルワーカーの学校配置・派遣
	教育相談コーディネーターの指名 小学校4校 中学校4校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校	教育相談コーディネーターの指名 小中学校全校
	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実	教育 SAT 体制の充実
いじめ対策支援の推進	いじめ問題対策委員会の見直し検討	いじめ問題対策委員会の見直し検討・実施	いじめ問題対策委員会の見直し検討・実施	いじめ問題対策委員会の見直し検討・実施	いじめ問題対策委員会の見直し検討・実施
来所教育相談等の充実【実】	済美教育センターにおける教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施	教育相談室における教育相談の実施

※1 スクールカウンセラー:いじめや不登校等の未然防止や解決、学校内の教育相談体制の充実のために配置している心理職の専門家

※2 スクールソーシャルワーカー:問題を抱えた子どもと家庭・地域・学校・関係機関等に対して調整・仲介役としての役割を担い、子どもを取り巻く様々な環境に働きかけ、子どもの生活改善を支援する福祉の専門家

※3 教育 SAT:指導主事、学校管理職経験者、スクールソーシャルワーカーで構成され、学校の生活指導にかかわる課題解決力を向上するため、関係部局や諸機関との連携を図りながら組織的な支援を行う仕組み

9 不登校児童・生徒支援体制の整備

増加傾向にある不登校児童生徒一人ひとりの社会的自立を目指し、さざんかステップアップ教室※¹の運営、さざんかステップアップ教室よりも少人数の活動が適している児童生徒に対する教育相談グループ※²の実施、引きこもり傾向のある児童生徒への支援としてふれあいフレンド※³等を活用し、きめ細かな支援の充実を図ります。また、不登校児童生徒の多様な学びの場を確保するため、児童生徒1人1台タブレット端末等を活用したオンライン学習の積極的な実施や、仮想空間の試行等のICTを活用するとともに、さざんかステップアップ教室でのインターネットや動画、アプリ等を使った学習支援を行います。さらに、各区立学校で校内別室指導支援事業を実施し、不登校及び不登校傾向の児童生徒の居場所を校内につくり、学校における不登校児童生徒に対する支援を行っていきます。また、不登校児童生徒の新たな学習支援の場を確保することを目的として、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)※⁴の設置について、具体的な検討を進めます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
さざんかステップアップ教室の運営【実】	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象1所 中学生対象2所 小中学生対象1所	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象1所 中学生対象2所 小中学生対象1所	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象1所 中学生対象2所 小中学生対象1所	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象1所 中学生対象2所 小中学生対象1所	さざんかステップアップ教室の運営 小学生対象1所 中学生対象2所 小中学生対象1所
ICTを活用した学びの支援【実】	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援	ICTを活用した学びの支援
教育相談グループの実施【実】	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施	教育相談グループの実施
ふれあいフレンドの派遣【実】	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣	ふれあいフレンドの派遣
校内別室指導支援事業の実施【実】	校内別室指導支援事業の検討	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施	校内別室指導支援事業の実施
学びの多様化学校の設置検討【実】	学びの多様化学校の調査研究	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討	学びの多様化学校の設置検討

※¹ さざんかステップアップ教室:不登校の児童・生徒が、集団生活等を通して社会性を育み、社会的自立ができるよう支援することを目的とした教室

※² 教育相談グループ:不登校の児童・生徒が小集団で心理士との創作活動等を通して安心できる人間関係をつくり、自分に合った学びの場を考えることを目的として行う教育相談

※³ ふれあいフレンド:不登校の区内在住の小・中学生を対象に、教育学科や心理学科の学生を家庭等に派遣する事業

※⁴ 学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校):不登校児童生徒等を支援する特例の教育課程を編成して教育を実施する学校

10 子ども読書活動の推進

子どもたちが豊かな人間性と社会性を育てていくためには、乳幼児の頃から発達段階に応じた継続的な読書習慣を身に付けていくことが大切です。このため、「杉並区子ども読書活動推進計画」に基づき、乳幼児と保護者には、絵本の読み聞かせを行うおはなし会や保護者向けの講座等を開催するとともに、事業を支えるボランティアに対しては講座等の開催により支援の充実を図ります。また、小・中学生に対しては、読書を通じた興味関心が広がるよう、ワークショップやスタンプラリー等の事業を実施します。さらに、中・高校生世代には、居場所の提供や魅力ある資料展示等を行うとともに、学校図書館と連携し、事業の実施等を通じて読書習慣の継続と図書館利用への啓発を行います。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
乳幼児と保護者への読書支援	乳幼児と保護者向け事業の実施 全館	乳幼児と保護者向け事業の実施 全館	乳幼児と保護者向け事業の実施 全館	乳幼児と保護者向け事業の実施 全館	乳幼児と保護者向け事業の実施 全館
	乳幼児の読書支援に係るボランティアの育成 全館	乳幼児の読書支援に係るボランティアの育成 全館	乳幼児の読書支援に係るボランティアの育成 全館	乳幼児の読書支援に係るボランティアの育成 全館	乳幼児の読書支援に係るボランティアの育成 全館
小・中学生に向けた多様な読書機会の提供	多様な読書機会の提供 全館	多様な読書機会の提供 全館	多様な読書機会の提供 全館	多様な読書機会の提供 全館	多様な読書機会の提供 全館
	調べ学習の支援 全館	調べ学習の支援 全館	調べ学習の支援 全館	調べ学習の支援 全館	調べ学習の支援 全館
中・高校生世代に向けた読書活動の推進	中・高校生世代に向けた事業の実施 全館	中・高校生世代に向けた事業の実施 全館	中・高校生世代に向けた事業の実施 全館	中・高校生世代に向けた事業の実施 全館	中・高校生世代に向けた事業の実施 全館

11 健康教育・食育の推進

心身の健康を子どもたちが自ら保持増進し、必要な能力や意識を育むために、子どもたちを対象に小児生活習慣病予防検診を行います。併せて、食生活や運動習慣の改善が必要と思われる子どもとその保護者に対して行う検診後の指導である健康相談室及びフォロー健康相談室を行います。さらに、「運動体験コーナー」を設置することにより運動習慣の改善の促進を図ります。また、肥満・偏食・虚弱等の健康課題のある子どもとその保護者を対象とした健康づくりに関する親子健康教室の開催や、歯肉炎予防に重点を置いた口腔保健指導を行います。

また、杉並区の学校給食は、成長期である児童・生徒の発育に必要な栄養素を確保し、バランスのとれた食事の提供を大切にしています。区内産の野菜を学校給食で使用する地元野菜デーや農家による食育出前授業の実施など、引き続き内容の充実と質の向上を図るとともに、子どもたちが食への理解を深め、健康的な食生活を営むことができる力を培います。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
小児生活習慣病の予防	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校	小児生活習慣病予防検診 小中学校全校 特別支援学校
	健康相談室の実施	健康相談室の実施	健康相談室の実施	健康相談室の実施	健康相談室の実施
	フォロー健康相談室の実施	フォロー健康相談室の実施	フォロー健康相談室の実施	フォロー健康相談室の実施	フォロー健康相談室の実施
健康づくり事業の実施	親子健康教室	親子健康教室	親子健康教室	親子健康教室	親子健康教室
	口腔保健指導新方針活用	口腔保健指導	口腔保健指導	口腔保健指導	口腔保健指導
食育の推進	地元野菜デー・食育出前授業	地元野菜デー・食育出前授業	地元野菜デー・食育出前授業	地元野菜デー・食育出前授業	地元野菜デー・食育出前授業

12 環境教育の推進

区は、気候危機に立ち向かうため、令和32年(2050年)までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「2050年ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明し、区民等とともに脱炭素社会の実現に向けた取組を強力に進めています。

このような状況を踏まえ、児童・生徒一人ひとりが環境に配慮した行動や自然との共生に向けた行動ができるように、これまで学校が取り組んできた環境に関する学習の取組等をより充実させていきます。各教科の指導内容に加え、特別活動、総合的な学習の時間等を活用した、学校周辺の自然環境を教材として生かす学習や、地域人材との協働による環境教育を実践します。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
環境教育の推進	各学校での教科等における環境学習の実施	各学校での教科等における環境学習の実施	各学校での教科等における環境学習の実施	各学校での教科等における環境学習の実施	各学校での教科等における環境学習の実施
	環境課と連携した小中学生環境サミットへの参加	環境課と連携した小中学生環境サミットへの参加	環境課と連携した小中学生環境サミットへの参加	環境課と連携した小中学生環境サミットへの参加	環境課と連携した小中学生環境サミットへの参加

13 豊かな人間性を育む宿泊学習の充実

人間関係の希薄化、自然体験の機会の減少など子どもたちを取り巻く状況が変化する中で、子どもたちには、自らの役割を考え良好な人間関係を築くとともに、豊かな自然に触れ自然や文化への理解を深めるための体験の機会が必要です。

このため、小学校 5、6 年生に対する移動教室や、中学校 1 年生に対してのフレンドシップスクール(早期宿泊行事)等の宿泊学習を実施し、日常と異なる生活環境において自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方などについて学びます。

これらの取組により、豊かな人間性を育む宿泊学習を充実させていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
移動教室の充実	移動教室の充実 小学校 5 年生 小学校 6 年生	移動教室の充実 小学校 5 年生 小学校 6 年生	移動教室の充実 小学校 5 年生 小学校 6 年生	移動教室の充実 小学校 5 年生 小学校 6 年生	移動教室の充実 小学校 5 年生 小学校 6 年生
フレンドシップスクールの実施	フレンドシップスクールの実施 中学校 1 年生	フレンドシップスクールの実施 中学校 1 年生	フレンドシップスクールの実施 中学校 1 年生	フレンドシップスクールの実施 中学校 1 年生	フレンドシップスクールの実施 中学校 1 年生

14 体験交流事業の推進

次代を担う子どもたちが、視野を広げ、夢に向かって健やかに成長するためには、自然・文化・芸術・スポーツなど様々な分野における体験や人との交流が大切です。

そのため、交流自治体である北海道名寄市に小学生を派遣し、自然の雄大さや大切さを学ぶとともに、名寄市の小学生と学び合う体験を行います。また、友好都市であるオーストラリア連邦ウィロビー市に中学生を派遣し、現地校での授業体験や自ら設定した課題を探究する学習を行います。また、世界自然遺産である小笠原村に中学生を派遣し、体験学習や現地の人々との交流を通じた学習を行い、各学校・地域における環境保全活動の推進役となり、より広い視野で持続可能な社会を考える資質・能力を育みます。

こうした、子どもたちが日常では得られない多様な経験を通じて、自ら学び、人とのつながりの大切さに気付き、学んだ成果を各学校や地域に還元できるよう、「杉並区次世代育成基金」を活用し、体験交流事業を推進していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
小学生名寄自然体験交流事業の実施	小学生名寄自然体験交流事業の実施	小学生名寄自然体験交流事業の実施	小学生名寄自然体験交流事業の実施	小学生名寄自然体験交流事業の実施	小学生名寄自然体験交流事業の実施
中学生海外留学事業の実施	中学生海外留学事業の実施	中学生海外留学事業の実施	中学生海外留学事業の実施	中学生海外留学事業の実施	中学生海外留学事業の実施
中学生小笠原自然体験交流事業の実施	中学生小笠原自然体験交流事業の実施	中学生小笠原自然体験交流事業の実施	中学生小笠原自然体験交流事業の実施	中学生小笠原自然体験交流事業の実施	中学生小笠原自然体験交流事業の実施

基本方針 2 一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します

1 基本的な考え方

誰もが自分らしく生きることを大切にしながら、みんなで社会を創るためには、学び続けられ、学んだ成果を誰かのために生かしたり、役立てたりすることが重要です。

そのために、それぞれの主体的な学びを育むとともに、学び合い、教え合うことができるよう、身近な場所での学びや、人々のつながりをつくることで、一人ひとりの生きがいにつながる生涯にわたる学びを支援します。

2 現状と課題

教育委員会では、これまで、多くの保護者や地域住民の子どもたちの学びを支える取組や、区民の生涯にわたる学びと、その成果を地域づくりに生かすことができる取組を進めてきました。

今後は、これまで以上に、誰もが学んだことを自分の中にとどめることなく、地域に還元し、循環させていくことができるよう、学び合い・教え合いの機会を充実させていくことが大切です。

そのためには、地域で学んだり活動したりした経験のない人も、気軽に学びの機会に参加することができるよう、さらなる工夫が求められるとともに、学んだ成果を人づくりや地域づくりにつなげることができるよう、人と人の学びをコーディネートする社会教育士をはじめとした地域人材の活動を支援することも大切です。

また、身近な地域で、杉並の歴史や文化に親しむことができる場や機会を充実させ、地域に対する誇りや郷土愛を醸成することも必要です。

3 主な取組

- 誰もが気軽に学びに触れることができるよう、身近な地域の施設において、様々な生涯学習事業を実施します。
- 区民が歴史・文化に触れ、学ぶことができるよう、杉並らしい展示や郷土芸能に親しむ機会の充実を図るとともに、区が保有する歴史的・文化的資料の保存と活用を進めます。
- 多様な大人が教育の当事者として子どもの学びを支えるとともに、子どもとのかかわりから大人自身の学びも深めることができるよう、家庭・地域・学校の協働を一層充実させていきます。
- 学びを通して地域の人材や資源を結びつけることができるよう、様々な分野での学びを支援する社会教育士^{※1}を育成するとともに、社会教育士をはじめとして地域の学びを支援する人材の効果的な活用等を通じて区民の学びを支援します。

※1 社会教育士:地域での教育、福祉、防災、環境、産業など様々な分野における学びの支援を通して、人づくりや地域づくりに携わる役割を担う専門人材

4 計画の指標

	指標名	現状値 (5年度)	目標値			指標の説明
			6年度 (2024)	8年度 (2026)	12年度 (2030)	
指標	生涯学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている区民の割合	6.0% (4年度)	10.0%	11.0%	13.0%	区民意向調査
	地域の行事に参加している児童・生徒の割合	45.8%	52.0%	53.0%	60.0%	区立学校の児童・生徒を対象とした質問紙調査
	文化財等を活用した事業への参加者数	31,861人	38,687人	58,720人	62,785人	郷土博物館の来館者数及び出前型事業の来場者数+荻外荘の来館者数+郷土芸能大会の来場者数+古典の日来場者数

1 地域と共にある学校づくりの充実

子ども一人ひとりが自分の個性を大切に、多様な人々と協働しながら持続可能な社会の創り手となっていく教育の実現には、学習指導要領にある「より良い学校教育を通してより良い社会を創る」という理念を学校と社会とが共有できる、地域と学校の関係づくりが必要です。

そのために、学校運営協議会で承認した基本方針に基づき、教育課題の解決に向け学校支援本部と協働し具体化を図っていく取組を支援していきます。また、地域全体で義務教育9年間の子どもの成長を支える関係づくりを支援していきます。

こうした取組を通して、子どもの学びを支えるとともに、子どものかかわりから大人自身も学びを深め、持続可能な地域や社会を創る、地域と共にある学校づくりを充実していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
地域運営学校※1の充実【実】	小中学校全校特別支援学校実施	小中学校全校特別支援学校実施	小中学校全校特別支援学校実施	小中学校全校特別支援学校実施	小中学校全校特別支援学校実施
地域運営学校と学校支援本部との連携推進【実】	学校支援本部との連携推進	学校支援本部との連携推進	学校支援本部との連携推進	学校支援本部との連携推進	学校支援本部との連携推進
地域運営学校における小中一貫連携校間の合同会議開催支援【実】	小中一貫連携校合同会議開催支援	小中一貫連携校合同会議開催支援	小中一貫連携校合同会議開催支援	小中一貫連携校合同会議開催支援	小中一貫連携校合同会議開催支援

※1 地域運営学校(学校運営協議会):学校運営の基本方針の承認や運営に必要な支援について協議するために、保護者や地域住民等で構成された合議制の機関が学校運営協議会であり、この協議会を設置している学校のこと

2 多様なニーズに対応した図書館サービスの充実

生涯を通して、誰もが自分に合った方法で読書することができるように図書館サービスの充実を図ります。

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律^{※1}(読書バリアフリー法)」等に基づき、高齢や障害等の理由から読むことや来館することが困難な利用者に対し、読書を楽しむ機会を提供します。また、図書館の設備やサインについても、合理的な配慮を行っていきます。

さらに、区民の多様なニーズや、調査・研究を支えるための資料を幅広く収集して提供するとともに、オンラインデータベースの情報を提供し、利用促進を図っていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
図書館利用へのバリアフリーの推進【実】	高齢者施設等へのサービス実施	高齢者施設等へのサービス実施	高齢者施設等へのサービス実施	高齢者施設等へのサービス実施	高齢者施設等へのサービス実施
	設備への合理的配慮の実施	設備への合理的配慮の実施	設備への合理的配慮の実施	設備への合理的配慮の実施	設備への合理的配慮の実施
多様なニーズに対応した資料の充実	多様なニーズに対応した資料の充実	多様なニーズに対応した資料の充実	多様なニーズに対応した資料の充実	多様なニーズに対応した資料の充実	多様なニーズに対応した資料の充実
外部データベース ^{※2} の提供【実】	外部データベースの提供	外部データベースの提供	外部データベースの提供	外部データベースの提供	外部データベースの提供

※1 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律:障害の有無にかかわらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会を実現するための法律

※2 外部データベース:新聞・雑誌記事、判例・法令、百科事典などのオンライン情報を提供する商用のデータベース

3 社会教育士の育成・活用

区民が他者とかかわり、つながりながら新たな価値を生み出し、より良い地域を創るためには、人と人、人と学びや活動の場をつなげる支援を充実させることが重要です。

そのため、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力を有し、様々な分野で学びの支援を行う社会教育士の育成に取り組みます。また、地域の中で豊かに学び合いが進んでいくよう「学び合いのワークショップ」や「スキルアップ講座」等を実施し、社会教育士等の活動を支援します。

これらの取組により、地域の人や資源を結びつけ、地域の力を引き出すことで、「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」につなげていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
社会教育士の育成【実】	社会教育士の称号取得職員数 1名	社会教育士の育成	社会教育士の育成	社会教育士の育成	社会教育士の育成
社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実【実】	社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 1回 スキルアップ講座 実施 1回	社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 実施 スキルアップ講座 実施 新たな社会教育活動の支援 検討	社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 実施 スキルアップ講座 実施 新たな社会教育活動の支援 実施	社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 実施 スキルアップ講座 実施 新たな社会教育活動の支援 実施	社会教育士等を効果的に活用した学びの支援等の充実 学び合いのワークショップ 実施 スキルアップ講座 実施 新たな社会教育活動の支援 検討・実施

4 出前型・ネットワーク型の学習機会の充実

区民誰もが生涯にわたって自分らしく豊かに生きるためには、身近な地域で、気軽に学び続けられ、学び直しができることが重要です。

そのため、郷土博物館の出前型事業として地域区民センター等で展示会や講演会を開催し、区民がその地域の歴史や文化に親しみ、学ぶことができる機会を提供していきます。また、区民・地域団体・NPO等の参加と協働による展示を実施し、地域における郷土学習の担い手を育成します。

さらに、図書館と郷土博物館等が連携して事業を実施し、地域の学びと交流の場として図書館を活用していきます。

加えて、社会教育センターを拠点に区立施設や高等教育機関等において様々な講座やワークショップ等を実施し、区民が気軽に地域で学ぶことができるよう支援します。

また、旧杉並第四小学校の跡地を運営事業者に貸し付け、同事業者が運営を行う科学体験施設「杉並サイエンスラボ IMAGINUS(イマジナス)」が令和5(2023)年10月に開設しました。本施設を拠点に、区民に身近な地域の施設で出前型の科学教育事業を実施することで、区内における科学教育の一体的な充実を図るとともに、NPOや企業・学校等で構成する実行委員会でサイエンスフェスタを開催することにより、これらの団体の活動の場を広げ、区民の学びの機会の充実を図ります。

こうした様々な事業を、身近な地域の施設で実施するほか、オンライン開催や動画の配信などを通じて、誰もが気軽に学びに触れることができる機会を提供していきます。また、民間企業や地域団体等との連携を深めることにより、区民の学習機会を充実させるとともに、新たな学びの担い手の発掘・育成につなげていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
郷土博物館の出前型事業の実施【実】	郷土博物館の出前型事業の実施 1地域	郷土博物館の出前型事業の実施 1地域	郷土博物館の出前型事業の実施 1地域	郷土博物館の出前型事業の実施 1地域	郷土博物館の出前型事業の実施 3地域
区民参加による協働展示の実施	区民参加による協働展示の実施 3回	区民参加による協働展示の実施 3回	区民参加による協働展示の実施 3回	区民参加による協働展示の実施 3回	区民参加による協働展示の実施 9回
地域との連携による図書館サービスの充実【実】	地域との連携による図書館サービスの充実 協働事業の実施	地域との連携による図書館サービスの充実 協働事業の実施	地域との連携による図書館サービスの充実 協働事業の実施	地域との連携による図書館サービスの充実 協働事業の実施	地域との連携による図書館サービスの充実 協働事業の実施
成人学習支援の充実【実】	成人学習支援の充実 4講座	成人学習支援の充実 4講座	成人学習支援の充実 4講座	成人学習支援の充実 4講座	成人学習支援の充実 12講座
科学教育の推進【実】	科学講座等 55回 サイエンスフェスタ 1回	科学講座等 実施 サイエンスフェスタ 実施	科学講座等 実施 サイエンスフェスタ 実施	科学講座等 実施 サイエンスフェスタ 実施	科学講座等 実施 サイエンスフェスタ 実施

5 地域と学校の協働活動の充実

誰もが教育の担い手として学び合い、教え合うことのできるまちを目指し、地域学校協働活動推進員と一緒に、学校の教育活動を支援する学校支援本部や、地域の多様な主体が連携し子どもの育成に係る課題解決に向けて取り組む地域教育推進協議会の活動を支援するとともに、こうした活動に参加する地域の人々のすそ野が広がるよう、中学校区を単位とした地域教育推進協議会と学校支援本部の連携を強化します。加えて、就学前教育施設における幼児の多様な体験活動の充実のため、各施設が地域の人材と新たにつながるための仕組みづくりを検討し、令和7(2025)年度より実施します。

また、子どもも地域の一員であり、地域づくりの担い手であるという視点に立ち、中学生レスキュー隊をはじめ、様々な子どもの活動の場を設けます。こうした取組により、子どもを含めたすべての人が教育の当事者として学び合い、教え合うことができる環境を身近な場所に整えていけるよう、地域と学校の協働活動を充実していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
学校支援本部の活動支援【実】	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校	学校支援本部の活動支援 小中学校全校
地域教育推進協議会の活動支援【実】	地域教育推進協議会の活動支援 4地区	地域教育推進協議会の活動支援 《4地区》	地域教育推進協議会の活動支援 《4地区》	地域教育推進協議会の活動支援 《4地区》	地域教育推進協議会の活動支援 《4地区》
地域学校協働活動推進員 ^{※1} の配置【実】	地域学校協働活動推進員の配置	地域学校協働活動推進員の配置	地域学校協働活動推進員の配置	地域学校協働活動推進員の配置	地域学校協働活動推進員の配置
学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化【実】	-	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 モデル事業実施	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 推進	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 推進	学校支援本部と地域教育推進協議会の連携・強化 モデル事業実施 推進
中学生レスキュー隊 ^{※2} の編制【実】	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校	中学生レスキュー隊 中学校全校
就学前教育施設の地域人材活用の推進	就学前教育施設の地域人材活用の推進 検討	就学前教育施設の地域人材活用の推進 検討	就学前教育施設の地域人材活用の推進 実施	就学前教育施設の地域人材活用の推進 実施	就学前教育施設の地域人材活用の推進 検討 実施

※1 地域学校協働活動推進員：地域学校協働活動に関して、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校の情報共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言等の援助を行う者

※2 中学生レスキュー隊：災害時に役立つ知識・技能を身に付ける活動を通し、中学生の防災意識や社会貢献意識の向上を図ることを目的に、中学校全校に編制されている教育課程外の活動組織

6 次世代への歴史・文化の継承

杉並の地域に根差した歴史や文化を次世代に継承していくためには、区民がこれらに親しむことができる場や機会を充実させるとともに、杉並の歴史・文化を区内外に発信し、区民の愛郷心を醸成していくことが重要です。

そのため、文化財の収集や収蔵資料の適正管理とその活用や、デジタルアーカイブ^{※1}化の推進により、区民共有の財産を次世代へ継承していきます。また、杉並郷土芸能大会の開催を通じて、伝統文化・郷土芸能への理解促進につなげます。

このほか、令和6(2024)年12月から公開予定の荻外荘^{※2}で陽明文庫^{※3}の協力のもと所蔵資料等を展示するほか、区指定・登録有形文化財を活用した杉並らしい特別展・企画展を実施するなど、歴史や文化を学ぶ機会の充実を図ります。

こうした歴史的な建造物や区指定・登録有形文化財を活用した杉並らしい特別展・企画展の実施なども行いながら、区民の地域に対する誇りと愛着の醸成を図っていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
文化財の収集と収蔵資料の適正管理及び活用の推進	文化財の収集・保存【実】実施	文化財の収集・保存【実】実施	文化財の収集・保存【実】実施	文化財の収集・保存【実】実施	文化財の収集・保存【実】実施
	収蔵品の展示 1回	収蔵品の展示 1回	収蔵品の展示 1回	収蔵品の展示 1回	収蔵品の展示 1回
	収蔵スペース確保の検討	収蔵スペース確保の検討	収蔵スペース確保の検討	収蔵スペース確保の検討	収蔵スペース確保の検討
歴史的資料のデジタルアーカイブ化【実】	歴史的資料のデジタルアーカイブ化 調査・研究	歴史的資料のデジタルアーカイブ化 検討	歴史的資料のデジタルアーカイブ化 実施	歴史的資料のデジタルアーカイブ化 実施	歴史的資料のデジタルアーカイブ化 検討・実施
杉並らしい特別展・企画展の実施【実】	企画展 3回	企画展 3回	企画展 3回	企画展 3回	企画展 9回
	特別展 1回	特別展 1回	特別展 1回	特別展 1回	特別展 3回
伝統文化・郷土芸能への理解促進【実】	杉並郷土芸能大会 1回	杉並郷土芸能大会 1回	杉並郷土芸能大会 1回	杉並郷土芸能大会 1回	杉並郷土芸能大会 3回
陽明文庫との連携の強化と共同調査実施【実】	陽明文庫との共同調査 実施	陽明文庫の資料 展示	陽明文庫の資料 展示	陽明文庫の資料 展示	陽明文庫の資料 展示

※1 デジタルアーカイブ:重要な文書や文化資源等の情報をデジタル化して記録・管理し、さらにそのデータをインターネット上で共有したり活用したりする仕組み

※2 荻外荘:昭和前期に総理大臣を三度務めた政治家、近衛文麿の邸宅で、歴史的に重要な政治会談が行われた場所として、平成28(2016)年3月に国の史跡に指定

※3 陽明文庫:昭和前期に内閣総理大臣を三度務めた近衛文麿が京都市に設立した歴史資料館。近衛家に伝習した古文書、古典籍、古美術工芸品等を一括して保存管理している

7 家庭教育支援の充実

家庭における教育は、子どもが自分らしく生きる土台となる自己肯定感を育むとともに、基本的な生活習慣の習得や自立心の涵養に大きな役割を担うことから、家庭の教育力向上を支える仕組みづくりが重要です。

このことから、教育委員会主催の家庭教育講座については、子どもの権利の観点を踏まえ、保護者の関心が高いテーマを設定して実施します。また、地域団体等が主催し教育委員会が共催する家庭教育講座については、講座の企画や運営にあたる主催団体への支援等を行います。

さらに、家庭教育フォーラムを実施することにより、家庭教育講座の主催者や子育て支援者等が連携を図るとともに、地域で取り組む活動に役立つような情報や意見を交換する相互学習の場としていきます。

こうした取組により、子どもの健やかな育成に大きな役割を担う家庭教育支援の充実を図ります。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
家庭教育講座の実施	家庭教育講座の実施 9回	家庭教育講座の実施	家庭教育講座の実施	家庭教育講座の実施	家庭教育講座の実施
家庭教育フォーラムの実施	-	家庭教育フォーラムの実施	家庭教育フォーラムの実施	家庭教育フォーラムの実施	家庭教育フォーラムの実施

基本方針 3 学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります

1 基本的な考え方

「人生 100 年時代」を自分らしくいきいきと生きるためには、誰もが学び続けられ、必要に応じて学ぶことができる環境を、身近な地域に整える必要があります。

そのためには、学校や図書館等の教育施設を、区民が生涯にわたって豊かに学ぶことができる施設とするとともに、人が交わりつながる基盤となる「学びのプラットフォーム^{※1}」として整備することにより、学び合いと教え合いが広がる教育環境の整備・充実を図ります。

2 現状と課題

小中学校をはじめ多くの教育施設は、昭和 30 年代から 40 年代にかけて建築され、老朽化による改築時期を迎えています。改築時期が集中することから、コストの削減を図りながら計画的に整備を進める必要があることに加え、ユニバーサルデザインの採用や地球温暖化対策等の課題にも対応していく必要があります。

学校施設を改築するに当たっては、子どもたちのための教育施設であることを大切にしながら、地域の拠点となる開かれた学校として多くの区民の施設需要に応えるとともに、将来の児童・生徒数の減少を見据えた、柔軟性のある施設づくりが求められています。

社会教育施設についても、これまで以上に、区民が交流し、学び合い、教え合う場として活用することができる環境づくりが必要です。

3 主な取組

- 「杉並区立学校施設整備計画(第 2 次改築計画)」に基づき、子どもたちにとって安全・安心な施設環境の確保と教育環境の向上を図るとともに、バリアフリーやZEB^{※2}化対応など、誰もが利用しやすい学校の施設整備を計画的に進めます。
- 児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末等の学校 ICT 機器について、安全かつ安定的に運用していきます。
- 老朽化している図書館の改築や、IC タグシステム^{※3}の導入などを進めることにより、区民の一層の利便性の向上を図ります。

※1 学びのプラットフォーム: 身近な学校を、放課後や休日など、学校教育以外の場面で子どもたちや地域のために活用したり、社会教育施設をこれまで以上に活用したりすることで、区民誰もが世代を超えて学び合い、教え合うことができる場を広げていこうとする区独自の考え方

※2 ZEB: Net Zero Energy Building の略称。建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物

※3 IC タグシステム: 図書館資料にICチップとアンテナが組み込まれたタグ(ICタグ)を貼付し、非接触型の蔵書管理を行うシステム

4 計画の指標

指標	指標名	現状値 (5年度)	目標値			指標の説明
			6年度 (2024)	8年度 (2026)	12年度 (2030)	
	小中学校の老朽改築校数	9校	10校	14校	21校	杉並区立小中学校老朽改築計画(第1次改築計画)及び杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)により改築に着手した校数(累計)
	小中学校の長寿命化改修校数	1校	2校	2校	5校	杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)により長寿命化改修に着手した校数(累計)
	図書館の新規利用登録者数	17,744人	17,500人	18,500人	20,500人	図書館利用カードを新規交付した人数

1 学校ICT機器の運用

様々な学習クラウドサービスの利用が進む中、児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末を日常の授業や家庭学習において活用するに当たっては、インターネット通信環境を向上させながら、子どもたちの学習情報のセキュリティ対策にも取り組む必要があります。

このことから、児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末と教室に設置した電子黒板システムを同じネットワーク上で運用しながら、授業で学習クラウドサービスの活用を拡充できるよう、安全かつ安定的に運用できる通信ネットワークについて検討を行います。

こうした取組により、適切なシステムセキュリティ対策を講じながら、快適に学校 ICT 機器を使えるようにしていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末の運用【実】	児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末の運用 小中学校全校特別支援学校	児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末の運用 小中学校全校特別支援学校	児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末の運用 小中学校全校特別支援学校	児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末の運用 小中学校全校特別支援学校	児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末の運用 小中学校全校特別支援学校
電子黒板システムの運用	電子黒板システムの運用 小中学校全校特別支援学校	電子黒板システムの運用 小中学校全校特別支援学校	電子黒板システムの運用 小中学校全校特別支援学校	電子黒板システムの運用 小中学校全校特別支援学校	電子黒板システムの運用 小中学校全校特別支援学校
区立学校ネットワークの運用	区立学校ネットワークの運用 小中学校全校特別支援学校 済美教育センター 就学前教育支援センター 区役所	区立学校ネットワークの運用 小中学校全校特別支援学校 済美教育センター 就学前教育支援センター 区役所	区立学校ネットワークの運用 小中学校全校特別支援学校 済美教育センター 就学前教育支援センター 区役所	区立学校ネットワークの運用 小中学校全校特別支援学校 済美教育センター 就学前教育支援センター 区役所	区立学校ネットワークの運用 小中学校全校特別支援学校 済美教育センター 就学前教育支援センター 区役所

2 区立学校の増改築

学校施設の半数が築 50 年以上を経過し老朽化が顕在化している中で、「杉並区立学校施設整備計画(第 2 次改築計画)」に基づき、計画的に改築を実施することが必要です。

このため、老朽化が進んでいる学校については、子どもたちにとって安全・安心な施設環境を確保し、教育環境や将来の学級数の変化に対して柔軟に対応可能な施設整備を進めます。また、児童・生徒だけでなく「学びのプラットホーム」として、地域住民の活動の場となるよう機能を充実させるとともに、災害時の拠点としての整備も行います。また、児童数の増加に伴い、普通教室が不足している小学校については、教育環境の向上を図るため、増築工事を実施します。さらに、特別な支援を必要とする子どもが増加しており、今後も増えていくことが見込まれるため、済美養護学校の教育環境の整備を進めます。なお、現在、学校ごとに設置しているプールについては、今後の整備のあり方・方針を策定し、方針に基づく取組を進めます。

これらの取組により、子どもたちが安全で良好な教育環境の中での学びができるよう、学校の増改築を実施していきます。

また、児童・生徒だけでなく地域にとって、省エネをはじめとする環境意識の向上が図られるよう、学校施設の整備を進めます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
富士見丘小学校の改築【実】	改築 0.4 校 環境整備工事 0.4 校	-	-	-	-
富士見丘中学校の改築【実】	改築 0.1 校 環境整備工事 0.1 校	改築 0.4 校 環境整備工事 0.4 校	改築 0.5 校 環境整備工事 0.5 校	-	改築 0.9 校 環境整備工事 0.9 校
杉並第二小学校の改築【実】	改築 0.5 校	環境整備工事 0.3 校	環境整備工事 0.7 校	-	環境整備工事 1 校
中瀬中学校の改築【実】	改築 0.3 校	改築 0.3 校	改築 0.4 校	環境整備工事 0.4 校	改築 0.7 校 環境整備工事 0.4 校
神明中学校の改築【実】	設計 0.7 校	改築 0.2 校	改築 0.1 校	改築 0.2 校	改築 0.5 校
西宮中学校の改築【実】	検討	検討	設計 0.3 校	設計 0.7 校	検討 設計 1 校
杉並第一小学校の改築【実】	検討	設計 0.2 校	設計 0.5 校	設計 0.3 校 改築 0.2 校	設計 1 校 改築 0.2 校
天沼中学校の改築【実】	検討	検討	設計 0.3 校	設計 0.7 校	検討 設計 1 校
杉並第六小学校の改築【実】	-	-	検討	設計 0.3 校	検討 設計 0.3 校
桃井第一小学校の改築【実】	-	-	検討	設計 0.3 校	検討 設計 0.3 校
向陽中学校の改築【実】	-	-	-	検討	検討
和田小学校の改築【実】	-	-	-	検討	検討

高井戸小学校の増築【実】	増築 0.4 校	増築 0.6 校	-	-	増築 0.6 校
済美養護学校の教育環境整備【実】	設計 0.5 所	増築 0.7 所	増築 0.3 所	-	増築 1 所
学校プールの整備のあり方	-	検討・方針策定	適用	適用	検討・方針策定・適用

3 区立学校の長寿命化改修及び中規模修繕

「杉並区立学校施設整備計画(第2次改築計画)」に基づき、構造躯体が健全な建物の改築時期を築80年程度に延ばすとともに、施設の基本性能回復のための中規模修繕(築20年目・60年目)や、基本性能回復に加えて多様な教育への対応やバリアフリーなどの機能向上を図るための改修を盛り込んだ長寿命化改修(築40年目)を定期的実施することが必要です。

このため、築40年を迎えた久我山小学校、杉並第十小学校について、学校の夏季休業期間等を利用して、概ね3か年かけて長寿命化改修を実施します。また、堀之内小学校、高井戸中学校、井荻中学校、桃井第三小学校、泉南中学校、松ノ木中学校、大宮中学校について、中規模修繕を実施することにより、改築時期の分散化による財政負担の平準化を図ります。

これらの取組により、子どもたちに安全・安心で、快適に過ごせる学習・生活空間を提供していきます。

また、児童・生徒だけでなく地域にとって、省エネをはじめとする環境意識の向上が図られるよう、学校施設の整備を進めます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
長寿命化改修【実】	久我山小学校改修 0.6 校	久我山小学校改修 0.3 校	久我山小学校改修 0.1 校	-	久我山小学校改修 0.4 校
	-	杉並第十小学校設計	杉並第十小学校改修 0.3 校	杉並第十小学校改修 0.3 校	杉並第十小学校設計・改修 0.6 校
中規模修繕	堀之内小学校改修	堀之内小学校改修	堀之内小学校改修	-	堀之内小学校改修
	高井戸中学校改修	高井戸中学校改修	高井戸中学校改修	-	高井戸中学校改修
	井荻中学校改修	井荻中学校改修	井荻中学校改修	井荻中学校改修	井荻中学校改修
	-	桃井第三小学校改修	桃井第三小学校改修	桃井第三小学校改修	桃井第三小学校改修
	-	泉南中学校改修	泉南中学校改修	泉南中学校改修	泉南中学校改修
	-	松ノ木中学校設計	松ノ木中学校改修	松ノ木学校改修	松ノ木中学校設計・改修
	-	大宮中学校設計	大宮中学校改修	大宮中学校改修	大宮中学校設計・改修

4 区立学校トイレの環境整備

学校トイレは、子どもたちの生活様式に合わせ、快適に利用できるようにするとともに、地域住民の生涯学習やスポーツ活動、震災時の避難場所など、多くの人にとって利用しやすい環境を整備する必要があります。

学校の施設整備事業等により、トイレの内装や照明、給排水設備、和式便器の洋式化等の改修によるトイレ全体の環境改善を行い、子どもたちの学校生活や、災害時の避難場所等である学校施設における教育環境や生活空間の向上を図ります。

また、トイレの全面改修に加えて、令和6(2024)年度から新たに和式便器の洋式化に特化した改修も実施し、トイレ改修を拡充します。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
トイレの全体改修	トイレの全体改修実施	トイレの全体改修実施	トイレの全体改修実施	トイレの全体改修実施	トイレの全体改修実施
洋式化に特化した改修	-	洋式化に特化した改修実施	洋式化に特化した改修実施	洋式化に特化した改修実施	洋式化に特化した改修実施

5 図書館の整備

図書館を区民の交流や学びの場として幅広く活用できるようにするため、老朽化している図書館の整備や ICT の活用により、利便性の向上を図っていきます。高円寺図書館については、移転・改築し、多世代が利用できる(仮称)コミュニティふらっと高円寺南との複合施設として整備します。また、高円寺地域の新たな図書館整備に向け、検討していきます。

図書館サービスの充実を図るため、IC タグシステムを活用し、自動貸出機等の設置による貸出のセルフサービス化等を行い、より便利で快適なサービスを提供するとともに、蔵書点検にかかる時間の短縮等、効率的な蔵書管理を進めていきます。また、図書館閲覧席への座席予約システムの導入を進めることや図書館ホームページの画面デザインを一新し、スマートフォンにも対応する等の新機能を追加することで、より便利で快適に利用できる図書館サービスを提供していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
高円寺図書館の移転・改築【実】	高円寺図書館改築 0.7 館	高円寺図書館改築 0.3 館 開館	-	-	高円寺図書館改築 0.3 館 開館
高円寺地域の新たな図書館整備に向けた検討【実】	高円寺地域の新たな図書館 検討	高円寺地域の新たな図書館 検討	高円寺地域の新たな図書館 検討	高円寺地域の新たな図書館 検討	高円寺地域の新たな図書館 検討
IC タグシステムを活用した図書館サービスの充実【実】	ICタグシステムの導入 自動貸出機 1 館	ICタグシステムの導入 自動貸出機 12 館 (累計 13 館) 予約棚 2 館 (累計 2 館)	ICタグシステムの導入 自動貸出機 - (累計 13 館) 予約棚 1 館 (累計 3 館)	ICタグシステムの導入 自動貸出機 - (累計 13 館) 予約棚 - (累計 3 館)	ICタグシステムの導入 自動貸出機 12 館 (累計 13 館) 予約棚 3 館 (累計 3 館)
図書館ホームページ更新【実】	図書館ホームページ 更新検討	図書館ホームページ 検討・更新	図書館ホームページ 運用	図書館ホームページ 運用	図書館ホームページ 検討・更新・運用
座席予約システムの導入【実】	座席予約システム 導入検討	座席予約システム 検討・運用開始	座席予約システム 運用	座席予約システム 運用	座席予約システム 検討・運用開始・運用

6 通学路安全対策の推進

交通事故や犯罪から児童を守り、安全で安心して通学できる環境が不可欠です。

そのため、小学校全校において、小学生、保護者及び学校関係者と、通学路の危険箇所等を示した学校安全マップを作成し、小学生に対し危険な場所についての理解を促すとともに、危険な場所には近づかない等の意識啓発を図ります。作成した学校安全マップを各家庭に配布することにより、通学路の危険箇所等を学校と家庭で共有し安全指導に活用します。

登下校時間帯は、児童の安全な登下校のため、通学案内及び交通指導を行い、事故防止を図ります。

また、学校・PTA・警察・土木事務所等による通学路安全点検を実施し、その結果を踏まえ、危険箇所等について関係部局と連携して改善を図っていきます。

これらの取組により、小学生の登下校時における安全・安心を確保し、通学路安全対策を推進していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
学校安全マップの作成・活用	学校安全マップの作成・活用 小学校全校	学校安全マップの作成・活用 小学校全校	学校安全マップの作成・活用 小学校全校	学校安全マップの作成・活用 小学校全校	学校安全マップの作成・活用 小学校全校
通学案内・交通指導の実施	通学案内・交通指導の実施 小学校全校	通学案内・交通指導の実施 小学校全校	通学案内・交通指導の実施 小学校全校	通学案内・交通指導の実施 小学校全校	通学案内・交通指導の実施 小学校全校
通学路安全点検の実施	通学路安全点検の実施 小学校 9 校	通学路安全点検の実施 小学校 10 校	通学路安全点検の実施 小学校 10 校	通学路安全点検の実施 小学校 10 校	通学路安全点検の実施 小学校 30 校

基本方針 4 区民の学びを広げる人づくり・仕組みづくりを進めます

1 基本的な考え方

区民誰もが教育を創る当事者として、生涯にわたって、学び合い、教え合いながら、「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を実践していくためには、区民の学びを持続的に支える基盤が必要です。

区民一人ひとりの学びを広げるとともに、多様性や社会的共生を踏まえた質の高い教育が持続的に発展していくよう、人づくり、仕組みづくりを進めます。

2 現状と課題

教育委員会では、「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」の下、誰もが当事者として教育にかかわる環境づくりを進めてきました。今後はこうして築いてきた杉並の教育を土台としながら、教育の当事者の裾野を広げ、区民の学びの成果の贈り合いを広げていくことが大切です。

そのため、区民が必要とする学びや人とのつながりを広げることができるよう、これを支える区の教育人材の専門性や実践力をこれまで以上に高めていくことが重要です。また、区民誰もが、生涯にわたり学び続けることができるよう、学校を地域における学びの拠点として活用できるようにするための仕組みづくりが求められています。さらに、子どもの学びを支える学校についても、日々の教育活動や様々な課題への対応など、学校を総合的に支援するとともに、教員の働き方改革を進め、より一層子どもと向き合うことのできる環境整備が必要です。

3 主な取組

- 「杉並区教育ビジョン 2022」に掲げた「みんなのしあわせを創る杉並の教育」を区民誰もが共有することができるよう、その理解促進を図ります。
- 子どもの学びを支える教職員や、区民の生涯にわたる学びを支援する社会教育主事^{※1}や司書等に対し、より主体的・実践的な研修等を実施し、専門性や資質・能力の向上を図ります。
- 区立学校における教員の業務負担の軽減や長時間労働の解消など、働き方改革を推進するとともに、各校が抱える課題への対応力を高め、各校の方針や実情に沿った学校運営・経営を総合的に支援します。

※1 社会教育主事：社会教育関係団体等の活動に対する専門的技術的な助言・指導などを担う、教育委員会事務局に置かれる専門職員

4 計画の指標

	指標名	現状値 (5年度)	目標値			指標の説明
			6年度 (2024)	8年度 (2026)	12年度 (2030)	
指標	「自立的・協働的な学校づくりが進んでいる」と感じている保護者及び学校運営協議会委員の割合	73.0%	87.0%	87.0%	92.0%	区立学校に通う児童・生徒の保護者及び学校関係者を対象とした教育調査
	月当たりの時間外勤務が80時間を超えた教員の割合(小学校)	4.9%	4.0%	3.0%	2.0%	年間を通じて1度でも80時間を超えた教員の割合
	月当たりの時間外勤務が80時間を超えた教員の割合(中学校)	12.5%	10.0%	7.5%	5.0%	
	子どもと向き合う時間が確保できていると感じる教員の割合	51.8%	55.0%	60.0%	65.0%	区立学校の教員を対象とした教育調査

1 主体的に学び続ける教員の育成

子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に引き出し、主体的な学びを支える質の高い教育を行うために、教員自身が主体的に学び、継続的に資質・能力の向上を図っていく必要があります。

そのため、次代を見据えた研究成果を生かし、オンラインや動画等を活用して教員が効果的に研修を受講できる機会を整えるとともに、自立的・協働的に考える学校を支援するため、学校のニーズに応じた訪問型要請研修を行います。その中では、子ども主体の視点を重視した、個別最適な学び（一人ひとりの違いに応じた学び）と協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の改善を図れるよう取り組みます。また、児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末や学習支援ソフト等を効果的に活用できる教員の資質・能力の向上を図るため、ICT活用研修を実施します。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
継続的な教員研修の実施	年次、職層、専門性向上、教科等、教育課題等研修 実施	年次、職層、専門性向上、教科等、教育課題等研修 実施	年次、職層、専門性向上、教科等、教育課題等研修 実施	年次、職層、専門性向上、教科等、教育課題等研修 実施	年次、職層、専門性向上、教科等、教育課題等研修 実施
	研究団体等による次代を見据えた研究の成果普及研修 実施	研究団体等による次代を見据えた研究の成果普及研修 実施	研究団体等による次代を見据えた研究の成果普及研修 実施	研究団体等による次代を見据えた研究の成果普及研修 実施	研究団体等による次代を見据えた研究の成果普及研修 実施
訪問型要請研修等の実施	訪問型要請研修 実施	訪問型要請研修 実施	訪問型要請研修 実施	訪問型要請研修 実施	訪問型要請研修 実施
	ICT 活用研修 【実】 16 回実施	ICT 活用研修 【実】 実施	ICT 活用研修 【実】 実施	ICT 活用研修 【実】 実施	ICT 活用研修 【実】 実施

2 学び続ける力の基礎を育む就学前教育を支える保育者の育成

就学前教育は生涯にわたり学び続ける力の基礎を育むために重要であり、その質の向上を図るためには、担い手となる保育者の資質向上が必要です。

そのため、区内就学前教育施設の保育者を対象とし、子どもたちの自発的な活動としての遊びを充実させる環境づくりや援助の仕方を習得するための幼児教育研修、保育者自身の課題に応じた少人数による保育実践研修、幼児期における特別支援教育の基礎を学ぶ特別支援教育研修等を実施します。

加えて、幼児教育アドバイザー^{※1}による就学前教育施設への情報提供・相談支援の実施など、区内すべての就学前教育施設の教育活動充実のための支援を総合的・一体的に行います。

これらの取組により、学び続ける力の基礎を育む就学前教育を支える保育者の育成を図っていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
就学前教育研修の実施【実】	就学前教育研修の実施 12回	就学前教育研修の実施 12回	就学前教育研修の実施 12回	就学前教育研修の実施 12回	就学前教育研修の実施 36回
幼児教育アドバイザーの配置【実】	幼児教育アドバイザーの配置 3名	幼児教育アドバイザーの配置 《3名》	幼児教育アドバイザーの配置 《3名》	幼児教育アドバイザーの配置 《3名》	幼児教育アドバイザーの配置 《3名》

※1 幼児教育アドバイザー：幼稚園や小学校の管理職経験者等で、区内の就学前教育施設（機関）を訪問し、保育観察やヒアリング等を通じて把握した課題について、解決に向けた助言を行うアドバイザー

3 次代を見据えた研究の推進

誰一人取り残されることのない社会の実現など、望ましい社会を自分たちで生み出すことのできる教育を追求するとともに、日常から生じる課題や、グローバル化・超スマート社会(Society5.0)の進展などに伴って生じる教育に対する要請に的確に応えていくためには、子供園や学校、教育委員会が一体となり、主体的、協働的に研究を進める必要があります。

このことから、子供園における幼児教育の実践を基にした研究や、幼保小が連携し、小学校入学後の接続期の教育をより一層充実させるための研究を、学識経験者及び就学前教育支援センターの専門職を交えて実施します。また、児童・生徒が多様な他者と協働し、主体的に課題を解決しようとする探究的な学びの推進とともに、その支えとなる1人1台専用タブレット端末を活用した、教育DX^{※1}の推進を教育課題として指定し、学校や教員グループによる研究を推進します。さらに、学校図書館の活用に意欲的に取り組む学校を実践校として位置付け、校内で学校図書館運営のための組織づくりを行い、全学年で学校図書館活用に取り組むとともに、インターネット情報サイトを活用し、紙資料とデジタル資料を効果的に融合する授業の在り方について研究を行います。

これらの取組により、次代を見据えた研究を推進していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
就学前教育の調査・研究の実施【実】	教育課題研究の実施 子供園2園	教育課題研究の実施 子供園2園	教育課題研究の実施 子供園2園	教育課題研究の実施 子供園2園	教育課題研究の実施 子供園延べ6園
	成田西子供園協働研究の実施	成田西子供園協働研究の実施	成田西子供園協働研究の実施	成田西子供園協働研究の実施	成田西子供園協働研究の実施
幼保小連携の充実に向けた研究の実施【実】	幼保小連携の充実に向けた研究の実施 1校	幼保小連携の充実に向けた研究の実施 1校	幼保小連携の推進 小学校全校	幼保小連携の推進 小学校全校	幼保小連携の充実に向けた研究の実施 1校 幼保小連携の推進 小学校全校
教育課題研究の実施【実】	教育課題研究の実施 6課題	教育課題研究の実施 6課題	教育課題研究の実施 6課題	教育課題研究の実施 6課題	教育課題研究の実施 18課題
学校図書館活用実践校の推進	学校図書館活用実践校の推進 実施	学校図書館活用実践校の推進 実施	学校図書館活用実践校の推進 実施	学校図書館活用実践校の推進 実施	学校図書館活用実践校の推進 実施

※1 教育DX: デジタル技術を活用し、これまでの学習方法や教員の指導方法、校務の在り方を革新することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない学びを実現する次代に対応した教育を確立すること

4 区立学校における働き方改革の推進

教員の業務負担の増大や長時間労働が大きな課題となっており、教員が心身の健康を保持しながら本来の業務である学習指導や生活指導等に集中できる環境を整えることが必要です。

そのため、平成 30 年度(2018 年度)から進めている業務改善や意識改革の取組を継続しつつ、副校長校務支援員^{※1}やスクール・サポート・スタッフ^{※2}の配置に加え、情報通信技術(ICT)支援員^{※3}の配置拡大や区費教員^{※4}を活用した小学校における教科担任制の実施により、教員の負担軽減を図ります。また、校務支援システム^{※5}を適切に運用するとともに、新たに都費教職員・区費教職員向けの庶務事務システム^{※6}の導入準備を着実に進め、デジタル化による学校業務の効率化に向けた取組を進めます。加えて、勤務時間外の業務削減を図るための学校代表電話の音声自動応答メッセージを引き続き適切に運用するとともに、教員の休暇取得を促進し、心身の健康の増進を図るため夏期休業期間中に教員が勤務しない「学校閉庁日」を引き続き実施し、教員の負担軽減を図ります。

これらの取組により、区立学校における働き方改革を総合的に推進し、質の高い教育の持続発展につなげていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3 か年計
区費教員の効果的な配置・活用【実】	小学校における教科担任制の実施 10 校 特別支援教育等の充実実施	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 20 校) 特別支援教育等の充実実施	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 30 校) 特別支援教育等の充実実施	小学校における教科担任制の実施 10 校 (累計 40 校) 特別支援教育等の充実実施	小学校における教科担任制の実施 30 校 (累計 40 校) 特別支援教育等の充実実施
情報通信技術(ICT)支援員の配置【実】	配置 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校	配置・拡充 小中学校全校 特別支援学校
副校長校務支援員の配置【実】	副校長校務支援員の配置 16 校	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》	副校長校務支援員の配置 《16 校》
スクール・サポート・スタッフの配置【実】	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校	スクール・サポート・スタッフの配置 小中学校全校 特別支援学校
学校における業務のデジタル化の推進【実】	学校庶務事務システム導入検討	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入準備	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入・運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 運用 小中学校全校 特別支援学校	学校庶務事務システム(都費教職員向け) 導入準備・導入・運用 小中学校全校 特別支援学校
校務支援システムの運用	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校	校務支援システムの運用 小中学校全校 特別支援学校
学校代表電話の音声自動応答メッセージの運用	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討	小中学校全校 特別支援学校 運用時間等の検討
学校閉庁日の実施	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校	学校閉庁日の実施 小中学校全校 特別支援学校

- ※1 副校長校務支援員:区立学校の副校長の業務(職員の出退勤状況の確認や休暇・出張の処理等)の補助を行う会計年度任用職員。なお、会計年度任用職員とは、地方公務員法の規定に基づき任用される非常勤職員のこと
- ※2 スクール・サポート・スタッフ:区立学校の教員の事務負担を軽減するため、主に学習プリントや家庭への配布文書等の印刷・配布準備等の事務作業等を行う会計年度任用職員(学校教育法施行規則における「教員業務支援員」としての位置付け)
- ※3 情報通信技術(ICT)支援員:区立学校の教員のICT活用能力を高め、充実した学習活動を支援するため、区が委託した支援員が各学校を定期的に巡回し、ICT機器の整備、ICTを活用した授業の補助等を行う
- ※4 区費教員:区が独自に採用し、給与の負担をする教員(東京都内の公立学校に配置される教員は、東京都が採用及び給与負担を行うことが原則)
- ※5 校務支援システム:子どもたちの学籍・成績・保健管理、各種帳票の出力、校務管理及び校内や学校間でのグループウェアとして利用している統合型システム
- ※6 庶務事務システム:出退勤の記録や休暇・出張・超過勤務などの処理を電子的に行うもの

5 学校運営の充実に向けた総合的な支援

全ての子どもたちが学び続ける力を育むためには、各学校が家庭・地域との協働をより一層充実させるとともに、学校を支援し、それぞれの実情に応じた教育活動を推進することが大切です。

そのために「自立的・協働的な学校づくりプレゼンテーション」により、各学校の教育課題や必要とする教育活動等を把握し、必要に応じて支援を行っていきます。また、担当指導主事を中心とした教科指導、教育SAT、スクールソーシャルワーカーなどの専門職で構成する「学校経営支援チーム」が、関係部署と連携を図りながら、学校の抱える課題に応じた専門的な助言・支援を行います。さらに、校長等が学校における法的問題等について弁護士から必要な助言等を受けることができる学校法律相談を実施することにより、学校における法的問題等への対応力の向上を図ります。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり【実】	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり	地域の特色や自校の課題に応じた学校づくり
小中学校地域ブロック制による学校経営への助言及び支援	小中学校地域ブロック制による学校経営支援の実施	小中学校地域ブロック制による学校経営支援の実施	小中学校地域ブロック制による学校経営支援の実施	小中学校地域ブロック制による学校経営支援の実施	小中学校地域ブロック制による学校経営支援の実施
学校法律相談の実施	学校法律相談の実施	学校法律相談の実施	学校法律相談の実施	学校法律相談の実施	学校法律相談の実施

6 特別支援教育に係る学校等への支援体制の充実

特別な支援を必要とする子どもに適した学びを支援するためには、就学前教育施設や学校において、一人ひとりの特性等に応じた組織的・継続的な支援体制の充実と、地域における支援体制の構築が必要です。

このため、就学前教育施設の保育者を対象とした教育支援相談の実施により、配慮を必要とする幼児の学びや発達に係る支援の一層の充実を図ります。また、特別支援教育に係る校内体制の充実については、令和6(2024)年度から「個別の学び支援システム」を小学校全校に導入し、教員の特別支援教育に対する専門性の向上を図るとともに、システムの活用により業務の負担軽減を進めながら、特別支援教育の普及・啓発を推進します。

さらに、学校と地域の包括的な支援体制の構築については、学校運営協議会等と連携し、研修等の機会を通じて特別支援教育に対する理解啓発を進めていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施【実】	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施	就学前教育施設を対象とする教育支援相談の実施
特別支援教育に係る校内体制の充実	個別の学び支援システムの導入 6拠点 24校	個別の学び支援システムの導入 小学校全校導入	個別の学び支援システムの導入 小学校全校導入	個別の学び支援システムの導入 小学校全校導入	個別の学び支援システムの導入 小学校全校導入
	特別支援教育コーディネーター※1の専門性の向上実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上実施	特別支援教育コーディネーターの専門性の向上実施
学校と地域の包括的な支援体制の構築	学校運営協議会と大学等との提携検討	学校運営協議会と大学等との提携検討	学校運営協議会と大学等との提携検討	学校運営協議会と大学等との提携検討	学校運営協議会と大学等との提携検討

※1 特別支援教育コーディネーター:学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う教員

7 学校施設の有効活用の推進

区民が、生涯にわたり自分らしく、豊かに生きるためには、多様な交流・体験・学習活動やコミュニティ活動に触れる機会が大切です。そのために、身近な地域の公共財の一つである学校施設を、児童・生徒だけでなく、多くの地域住民の活動の場として活用していく必要があります。

このことから、学校施設の利用調整に公共施設予約システム「さざんかねっと」を導入し、学校を地域スポーツや文化活動の振興等に資する施設として有効活用を進めます。

また、全ての子どもにとって安全で安心して過ごせる多くの居場所が必要とされる中で、放課後の学校は子どもの居場所の一つとして重要な役割を果たすと考えられます。多様な学びのニーズに応えられる機能を備えた学校施設が十分に活かされるよう、まずは放課後の子どもの居場所という視点で、教育施設としての安全・安心を確保しながら施設の活用範囲を広げていきます。そうした取組を多くの区民が気軽に学校施設を使える仕組みにつなげることで、生涯にわたり誰もが学び合うことができる場（「学びのプラットフォーム」）としての諸室の活用についても検討していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
学校施設の有効活用【実】	学校施設の有効活用 モデル実施・検証	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化 実施 1校	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化	学校施設の有効活用 利用調整のシステム化 実施 1校
	拡大に向けた検討	拡大に向けた準備	拡大・実施	実施	拡大に向けた準備 拡大・実施
学校施設における子どもの居場所づくり	学校施設における子どもの居場所づくり 検討	学校施設における子どもの居場所づくり 検討	学校施設における子どもの居場所づくり 「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、学校施設における子どもの居場所づくりの推進	学校施設における子どもの居場所づくり 「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、学校施設における子どもの居場所づくりの推進	学校施設における子どもの居場所づくり 検討 「(仮称)杉並区子どもの居場所づくり基本方針」に基づく、学校施設における子どもの居場所づくりの推進
学校施設の諸室等の利用拡大【実】	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討	諸室等の利用拡大 検討

8 学校図書館の研修等の充実

学校図書館は、子どもたちの読書活動を支える「読書センター」機能、学習活動を支援し、資料を提供することで学習や授業の内容を豊かにしてその理解を深める「学習センター」機能、情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」機能を有しています。この3つの機能を各学校の特色に合わせて充実させていくためには、学校図書館運営に携わる教員と学校司書の専門性の向上が必要です。

このことから、学校図書館運営に携わる教員と学校司書に対して研修を実施し、学校図書館におけるICT活用やWEBサイト情報を使った探究学習の指導など新しい課題を含む研修を実施します。初任者教員に対しても学校図書館の活用を学ぶ研修を実施します。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
学校司書の配置	学校司書の配置 小中学校全校	学校司書の配置 小中学校全校	学校司書の配置 小中学校全校	学校司書の配置 小中学校全校	学校司書の配置 小中学校全校
学校司書研修の実施	学校司書研修の実施	学校司書研修の実施	学校司書研修の実施	学校司書研修の実施	学校司書研修の実施
学校図書館活用のための教員研修の充実	学校図書館活用のための教員研修の充実	学校図書館活用のための教員研修の充実	学校図書館活用のための教員研修の充実	学校図書館活用のための教員研修の充実	学校図書館活用のための教員研修の充実

9 生涯の学びを支える生涯学習人材の育成

区民が生涯にわたって学び、さらには新たな学びの担い手となって活動に取り組むためには、生涯学習に携わる職員が専門的な技能を持って、学び続ける人々を支えていく必要があります。

そこで、社会教育センターを中心に教育委員会事務局職員について社会教育士の資格取得を進めます。また、社会教育センター職員等に対しファシリテーション能力、プレゼンテーション能力、コーディネート能力の向上が図られるよう、社会教育主事が中心となって研修を開催し、実践的な力を養います。

このほか、学芸員^{※1}有資格者や郷土博物館職員等の職員に対し、資料の収集や保存、それらの効果的な活用について研修を行い、杉並の歴史や文化を継承する職員を育成していきます。

さらに、司書の育成については、図書館職員に司書資格取得の勧奨を行います。加えて、すべての図書館職員が基本的な知識・技能を身に付け、さらにレファレンスサービス等の専門性を向上できる研修体制を整備します。

これらの取組により、社会教育士や学芸員、司書の育成を進めるとともに、資格取得者をはじめ生涯学習に関わる職員が実践的にその力を発揮することができるよう、研修を通して資質向上を図っていきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
社会教育士等への研修の実施	社会教育士等への研修の実施	社会教育士等への研修の実施	社会教育士等への研修の実施	社会教育士等への研修の実施	社会教育士等への研修の実施
学芸員有資格者等への研修の実施	学芸員有資格者等への研修の実施	学芸員有資格者等への研修の実施	学芸員有資格者等への研修の実施	学芸員有資格者等への研修の実施	学芸員有資格者等への研修の実施
司書の研修の実施	司書の研修の実施	司書の研修の実施	司書の研修の実施	司書の研修の実施	司書の研修の実施

※1 学芸員：歴史、芸術、民俗、産業、自然科学についての資料を収集、保管、展示するとともに、関係する調査研究を行う専門的職員

10 アレルギー対策の推進

生活環境の変化や疾病構造の変化に伴い、アレルギー疾患を抱える子どもが増加しており、これまで以上に、学校全体でアレルギー対策が求められています。特に食物アレルギーは、命に係わる事故が発生する恐れがあり、全ての児童・生徒が安全に、楽しく学校生活を過ごせるためにも、安全を最優先とした対応が必要です。

このため、教職員向け研修会や保護者向け講演会を実施し、アレルギー疾患への理解促進を図るとともに、学校等におけるアレルギー発症の未然防止及び緊急時の対応力強化に努めます。加えて、緊急時の対応について、教職員がアレルギーホットラインを活用し、区内医療機関の医師による迅速かつ的確な相談及び指示が受けられる体制を継続するなど学校におけるアレルギー対策を引き続き推進していきます。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
アレルギー疾患理解促進のための研修会・講演会の実施	研修会・講演会実施	研修会・講演会実施	研修会・講演会実施	研修会・講演会実施	研修会・講演会実施
アレルギー対応ホットラインの運用	アレルギー対応ホットラインの運用	アレルギー対応ホットラインの運用	アレルギー対応ホットラインの運用	アレルギー対応ホットラインの運用	アレルギー対応ホットラインの運用

11 学校徴収金の公会計化

保護者の利便性の向上や、会計の透明性の確保および教職員の負担軽減を図るため、学校徴収金を杉並区の会計に組み入れる公会計化へ向けた検討を行います。令和7(2025)年度の試行実施に向け、学校徴収金の公会計化対象の範囲を検討し、その内容に沿ったシステム開発の業者選定を行います。

取組項目	5(2023)年度末	6(2024)年度	7(2025)年度	8(2026)年度	3か年計
学校徴収金の公会計化【経】	-	学校徴収金の公会計化検討	学校徴収金の公会計化検討・試行実施	学校徴収金の公会計化実施	学校徴収金の公会計化検討・試行実施・実施